

第3号議案

「容量市場業務マニュアル 実効性テスト編（対象実需給年度：2025年度）」 の策定および公表について

容量市場における実効性テストの実施にあたり、業務規程第32条の5の規定に基づき、発動指令電源の実効性テストに伴う業務における事業者の具体的な手順等を定めた「容量市場業務マニュアル 実効性テスト編（対象実需給年度：2025年度）」を策定及び公表する。

なお、本マニュアルの策定にあたっては、業務規程第6条第1項の規定に基づき、2022年11月30日（水）から2022年12月20日（火）まで意見募集を実施し、事業者からの意見を反映している。

〈参考 業務規程〉

（容量市場業務マニュアルの策定）

第32条の5 本機関は、容量市場に関連する手続、提出資料その他容量市場を円滑に運営するために必要となる事項を定めたマニュアル（以下「容量市場業務マニュアル」という。）を策定し、本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。（以下略）

以上

別紙1：容量市場業務マニュアル 実効性テスト編（対象実需給年度：2025年度）

別紙2：「容量市場業務マニュアル 実効性テスト編（対象実需給年度：2025年度）」に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答

別紙3：本機関ホームページでの公表イメージ「容量市場業務マニュアル（実効性テスト編）（対象実需給年度：2025年度）の公表」

容量市場
業務マニュアル
実効性テスト 編

(対象実需給年度：2025 年度)

2023 年 1 月 19 日 第 1 版 発行

電力広域的運営推進機関

(変更履歴)

	変更点		日付
	変更箇所	変更内容	
初版	新規作成	—	2023年1月19日

※誤字等、業務内容に影響しない事項は随時修正します。

目次

第1章	はじめに	4
1.1	本業務マニュアルの構成	8
1.2	本業務の対象となる電源等	8
第2章	電源等リスト登録	9
2.1	電源等リストの登録手続き	10
2.2	電源等リストの変更手続き	31
第3章	実効性テスト	36
3.1	実効性テスト前手続き	37
3.2	実効性テストの実施	42
3.3	実効性テスト後手続き	53
Appendix.1	様式一覧	69
Appendix.2	図表一覧	83
Appendix.3	業務手順全体図	86

第1章 はじめに

容量市場業務マニュアル 実効性テスト編（以下、本業務マニュアル）は、電力広域的運営推進機関（以下、本機関）の業務規程（第32条の5）の規定に基づき作成された文書です。

本業務マニュアルは、対象実需給年度2025年度の容量市場に参加する事業者が実施する手続きのうち、発動指令電源の実効性テストに必要な手続きや容量市場システム¹の操作方法²が記載されています。

本業務マニュアルが対象とする事業者は、電源等の区分が発動指令電源の電源を登録する事業者であり、以下の①～③を想定しています。

- ①メインオークションで容量確保契約書を締結済の事業者
- ②メインオークションの非落札者で追加オークションに参加する事業者（※1）
- ③追加オークションから参加する事業者（※1）

以下の文章では、①を「発動指令電源提供者」、②～③を「容量市場へ参加予定の事業者」といいます。また、①～③を総称して「対象事業者」といいます。

※1:対象実需給年度2025年度向けの追加オークションに参加するにあたり、予め提供できる容量を評価するために2023年度の実効性テストに参加する必要があります。なお、追加オークションの開催有無は、2024年4月頃に需給状況を踏まえて判断することになります。

また、対象実需給年度2025年度向けの追加オークションからは、1計量単位内の中で、安定電源のアセスメント対象容量を超えた供給力を発動指令電源の1リソースとして登録可能です。（※2）

※2:安定電源で、アセスメント対象容量まで供給力を提供してもなお、発動指令時に発動指令電源として追加の供給力を提供できる場合に限りです。

¹ 容量市場システムは、容量市場における容量オークション（メインオークション、追加オークション（調達またはリリースオークション））への参加を希望する本機関会員、その他電気供給事業者の情報を適切に把握し、円滑な市場運営を行うために必要な機能を備えた情報処理システムです。当該システムの利用にあたっては「容量市場システム利用規約」を遵守して頂く必要があります。

² 本業務マニュアルに記載している容量市場システムの機能は一部であり、その他の機能は必要に応じて容量市場システムマニュアルを参照してください。

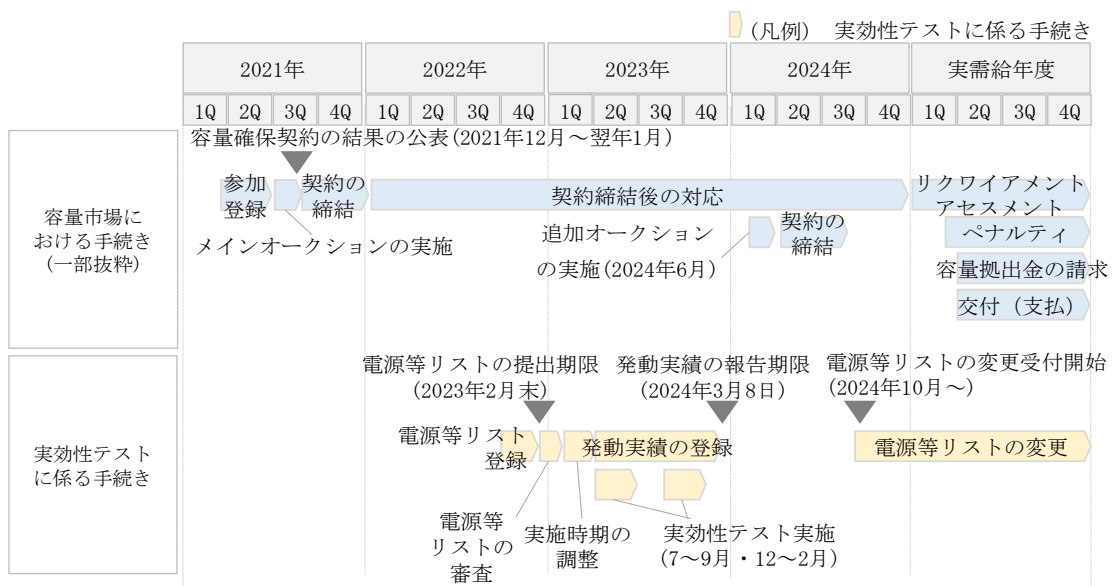


図 1-1 実効性テストの手続きの全体像とスケジュール

実効性テストに係る手続きは、電源等リスト登録、実効性テストで構成されます。

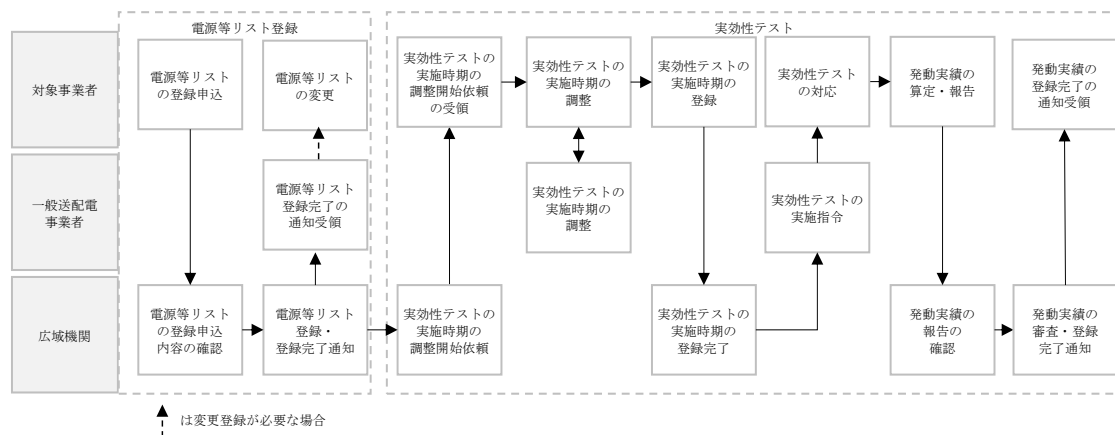


図 1-2 実効性テストに係る手続き

実効性テストに係る具体的な手続きに関しては第2章以降に記載しておりますが、本章で説明する以下の1.1～1.2も確認してください。

- 1.1 本業務マニュアルの構成
- 1.2 本業務の対象となる電源等

【事前準備についての注意事項】

注1：容量市場へ参加予定の事業者が電源等リストを登録申込する場合、参加登録（事業者情報、電源等情報、期待容量）を事前に実施してください。参加登録を行っていない事業者は、参加登録を行った上で、電源等リストを2023年2月末までに登録してください（「容量市場業務マニュアル 参加登録編」参照）。

注2：オンライン機能（簡易指令システム、専用線オンライン）の具備について発動指令電源提供者は、2023年2月17日までに、オンライン機能（簡易指令システム、専用線オンライン）を具備し、通信対向試験を実施したうえで、属地一般送配電事業者とのオンライン指令による性能確認試験結果を容量市場システムに提出する必要があります。提出の手続きに関しては「容量市場業務マニュアル 参加登録編」をご参照ください。

なお、容量市場へ参加予定の事業者の性能確認試験結果提出期限については、実効性テストの実施時期が夏季の場合は2023年6月20日、冬季の場合は2023年11月20日までとなります。

新たに簡易指令システムの設置を属地一般送配電事業者へ申込する対象事業者は、簡易指令システムの仕様について、需給調整市場へ参加予定がある場合には需給調整市場用を、参加予定がない場合には調整力公募用を、それぞれ選択してください。

ただし、既にオンライン機能（簡易指令システム、専用線オンライン）を具備している対象事業者で、最新のエネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するサイバーセキュリティガイドラインに準拠していることがわかる書類（電源Ⅰ’の契約書の写し等）を提出した場合は、オンライン指令による性能確認試験結果の提出は不要です。

前年度までに提出済の書類（「属地一般送配電事業者とのオンライン指令による性能確認試験結果」、「電源Ⅰ’の契約書の写し」）の内容に変更が無い場合は、再度提出する必要はありません。

通信対向試験の結果、本機関がオンライン機能（簡易指令システムを含む）の設置が完了していないと判断した場合、または、本機関からのオンライン機能の機能具備の求めに応じない場合、当該事業者が登録した発動指令電源は、市場退出（全量退出）となります。ただし、一般的に必要とされる工期を踏まえた適切な時期にオンライン機能（簡易指令システムを含む）の設置依頼をしているものの、設置工事が遅延している場合に限り、締切日以降実効性テストの実施前までに通信対向試験を完了させることが認められます。

注3：記録型計量器・自動検針が未対応の地点について

未対応の地点については一般送配電事業者によってプロファイリングされた計量値を用いて実績評価を行うか、その地点を電源等リストから削除するかのどちらかを対象事業者を選択していただきます。

1.1 本業務マニュアルの構成

本業務マニュアルにおける章の構成は以下の通りです（図 1-3 参照）。

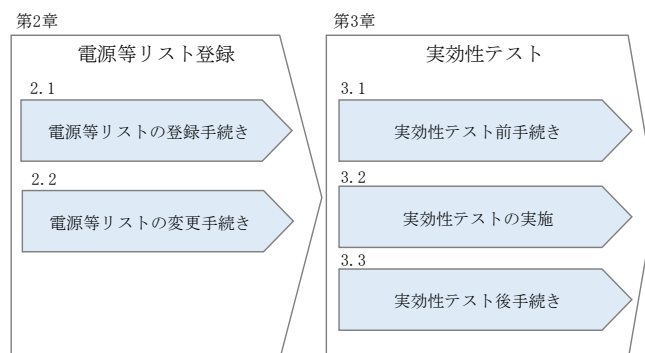


図 1-3 本業務マニュアルの構成（第1章除く）

電源等リストの登録および変更については第2章をご覧ください。また、実効性テストの実施や発動実績の登録を行う場合は第3章をご覧ください。

1.2 本業務の対象となる電源等

本業務の対象となる電源等区分は、発動指令電源です。

第2章および第3章の手続きでは、以下の2種類の電源を対象としています。

- ・実需給年度が2025年度のメインオークションで容量確保契約書を締結済の発動指令電源
- ・容量確保契約書を締結していない発動指令電源（実需給年度が2025年度のメインオークションで非落札の電源、追加オークション等から参加予定の電源）

第2章 電源等リスト登録

本章では、電源等リストの登録に関する以下の内容について説明します（図 2-1 参照）。

2.1 電源等リストの登録手続き

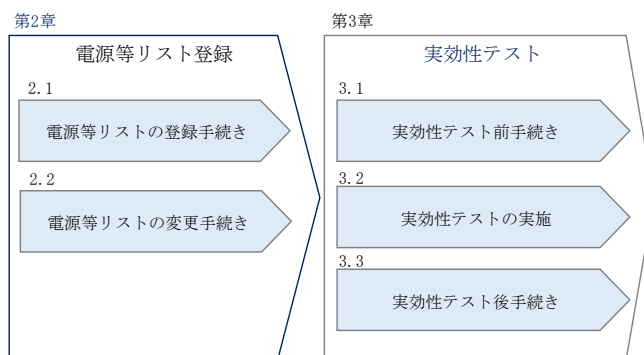


図 2-1 第2章の構成

注1：実効性テスト時の電源等リストに登録するリソースについては、同年度に登録する需給調整市場・電源 I' のリスト内のリソースと重複することは可能です。ただし、各市場等への参加にあたっては、それぞれの市場等が求める要件を満たしていただく必要がありますので、十分ご確認ください。

注2：FIT 送配電買取（特例③）の電源については、実効性テストへの参加は不可となります。容量市場ではリクワイアメントを適切に達成していただく必要がありますが、実効性テスト断面において、上記電源については、発電計画の策定やインバランスの精算主体等が、一般送配電事業者に位置付けられているものとなります。なお、FIT 買取期間が終了し、管理主体が発電事業者等に移管された場合は、容量市場への参加が可能となります。

2.1 電源等リストの登録手続き

本節では、電源等リストの登録手続きについて以下の流れで説明します（図 2-2 参照）。

- 2.1.1 電源等リストの提出依頼の確認
- 2.1.2 電源等リストの登録申込
- 2.1.3 電源等リストの審査結果の確認（合格）
- 2.1.4 電源等リストの審査結果の確認（不合格）

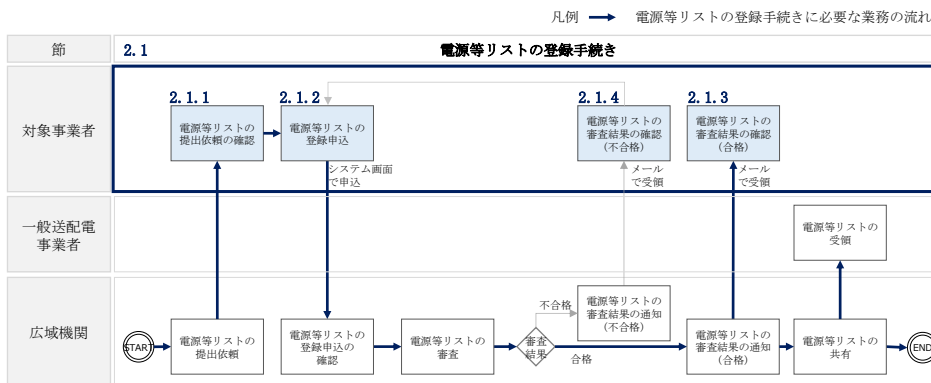


図 2-2 電源等リストの登録手続きの詳細構成

2.1.1 電源等リストの提出依頼の確認

本項では、電源等リスト提出依頼の確認について説明します（図 2-3 参照）。

2.1.1.1 電源等リストの提出依頼の受領

2.1.1 電源等リストの提出依頼の確認

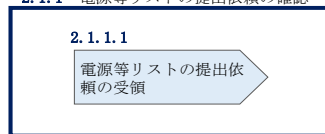


図 2-3 電源等リストの提出依頼の確認

2.1.1.1 電源等リストの提出依頼の受領

2023年1月中旬～2月中旬にかけて、電源等情報を登録した発動指令電源提供者（市場退出したものを除く）および容量市場へ参加予定の事業者へ、電源等リストの提出依頼が登録されたメールアドレスへ電子メールにて送付されます。

対象事業者は、2023年1月中旬～2月末日の期間内に電源等リストを提出する必要があります。

2.1.2 電源等リストの登録申込

本項では、電源等リストの登録申込について説明します（図 2-4 参照）。2023年1月中旬～2月末日の期間で、電源等リストを登録してください。

2.1.2.1 事前準備

2.1.2.2 電源等リストの作成

2.1.2.3 電源等リストの提出

2.1.2.4 電源等リストの登録の仮申込

2.1.2.5 電源等リストの登録の申込完了

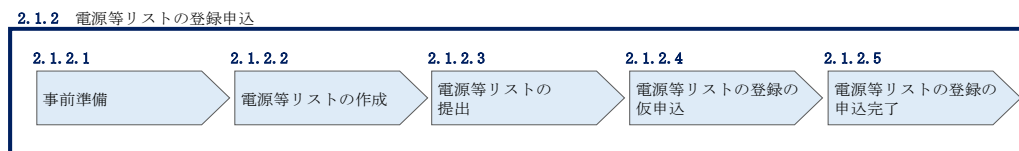


図 2-4 電源等リストの登録申込

2.1.2.1 事前準備

容量市場システムに電源等リストの登録申込をするために必要な書類（写しで可）を準備してください。必要となる書類は、以下の通りです。

< 提出書類の準備（電源） >

- ・ 電源等の名称

アグリゲートする発動指令電源の電源毎の名称を確認できる書類を提出してください。

必要となる提出書類

- ・ 発電事業届出書（様式 1）
- ・ 電気工作物変更届出書（様式 2）
- ・ 自家用電気工作物使用開始届出書（様式 3）
- ・ 特定自家用電気工作物接続届出書（様式 4）
- ・ 再生可能エネルギーの固定価格買取期間満了のご案内
- ・ 低圧配電線への系統連系協議依頼表
- ・ 発電量調整供給兼基本契約申込書

のいずれか1点

新設電源の場合

- ・ 接続検討回答書（様式5）
- ・ 工事計画届出書（様式6）
- ・ 低圧配電線への系統連系協議依頼表

のいずれか1点

- ・ 受電地点特定番号

受電地点特定番号を確認できる書類を提出してください。

必要となる提出書類

- ・ 発電量調整供給契約にもとづく受電地点明細表（様式7）
- ・ 再生可能エネルギーの固定価格買取期間満了のご案内
- ・ 売電検針票「購入電力量のお知らせ」
- ・ 発電量調整供給兼基本契約申込書

いずれか1点

- ・ 電源種別の区分
- ・ 発電方式の区分
- ・ 設備容量

電源種別の区分・発電方式の区分（表 2-6『電源種別の区分と発電方式の区分に係る注意事項』を参照）を確認できる書類を提出してください。

必要となる提出書類

- ・ 発電事業届出書（様式1）
- ・ 電気工作物変更届出書（様式2）
- ・ 自家用電気工作物使用開始届出書（様式3）
- ・ 特定自家用電気工作物接続届出書（様式4）
- ・ 再生可能エネルギーの固定価格買取期間満了のご案内
- ・ 低圧配電線への系統連系協議依頼表
- ・ 工事計画届出書
- ・ 発電量調整供給兼基本契約申込書

のいずれか1点

・FIT 認定 ID

参加登録の時点で FIT 制度に基づく買取を受けている場合、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（FIT 法）に定める認定発電設備の認定 ID（「FIT 認定 ID」）を確認できる書類を提出してください。

なお、2025 年 3 月末までに FIT 制度に基づく買取が終了する電源は 2023 年度の実効性テストに参加可能です。

必要となる提出書類

- 再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について（通知）（様式 8）

表 2-1 発動指令電源（電源）に係る提出書類一覧

【凡例】 : いずれか1点を提出

書類の名称 (全て写しで可)	必須書類		選択可能書類		
	FIT認定 ID	バイオマス比率	電源等の名称	受電地点特定番号	電源種別の区分等
発電事業届出書		既設電源	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
電気工作物変更届出書			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
自家用電気工作物使用開始届出書			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
特定自家用電気工作物接続届出書			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
再生可能エネルギーの固定価格買取期間満了のご案内			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
低圧配電線への系統連系協議依頼書			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
発電量調整供給兼基本契約申込書		新設電源	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
接続検討回答書			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
工事計画届出書			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
売電検針票「購入電力量のお知らせ」			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について(通知) (FIT電源の場合)	○※1				
バイオマス混焼FIT電源が新たに買取上限を設定した場合において、当該変更が認められたことが分かる書類（石炭とバイオマスの混焼を行っている設備が実需給年度においてバイオマス比率を零とする場合、およびごみ焼却施設に設置されるバイオマス発電の場合）		○※1 ※2			

※1：（）内に記載の場合に限る

※2：FIT の適用を受けているバイオマス混焼設備に係る提出書類（変更認定通知書等）

は、電源等リスト登録時点までにバイオマス混焼 FIT 調達上限比率[%]を設定しない場合、その時点では提出不要です。提出期限は FIT 制度上のスケジュールを勘案し別途公表します。原則、2025 年度開始までに提出が必要となります。

その場合、電源等リスト登録時点では、2025年度までに設定予定の比率[%]を予定バイオマス比率[%]として登録可能です。

<提出書類の準備（需要抑制）>

- ・需要地点の契約者名（以下、需要家名）

需要家名を確認できる書類を提出してください。

必要となる提出書類

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・需要家名、供給地点特定番号が記載されている書類（電気料金請求書、検針票等） ・需要家との合意書 |
|---|

- ・供給地点特定番号

上記項目に係る書類を提出してください。

必要となる提出書類

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・需要家名、供給地点特定番号が記載されている書類（電気料金請求書、検針票等） |
|--|

表 2-2 発動指令電源（需要抑制）に係る提出書類一覧

書類の名称 (全て写しで可)	必須書類	
	需要家名	供給地点 地点特定 番号
需要家名、供給地点特定番号が記載されている書類（電気料金請求書、検針票等）	○	○
需要家との合意書	○	

注1：書類提出のタイミングについて

発動指令電源の提出書類は、電源等リストの登録期限である2023年2月末日までに提出してください。提出期限までに提出できない合理的な理由があると本機関が認めた場合は、期限を延長することがあります。

注2：書類の提出方法について

書類の提出にあたっては、本機関に電磁的記録媒体（CD-R等）で郵送してください。

〒135-0061

東京都江東区豊洲 6-2-15

電力広域的運営推進機関 容量市場参加登録係_2025_電源等リスト 宛

対象実需給年度

注3：提出書類の代替について

提出書類については、本機関が登録項目の内容を確認できると判断した場合に限り、本マニュアルで指定する書類以外で代替可能です。

注4：追加の提出書類の要否について

本機関が必要と判断した場合は、追加の書類を提出していただく場合があります。

注5：提出書類の雛型について

提出書類は、表紙および登録項目が記載されているページのみでも可能とします。

注6：提出書類のファイル名称について

ファイル名称の長さは50文字以下でお願いします（拡張子を含む）。禁則文字や容量の制限（1ファイル4MBを超える場合には、ファイルを分割してください）があります。詳細は容量市場システムマニュアル※を参照願います。

※https://www.occto.or.jp/market-board/market/youryou-system/200212_youryousystem_kiyaku_manual.html

<全般> 「001 容量市場システムマニュアル はじめに」 p11

2.1.2.2 電源等リストの作成

電源等リストはEXCELファイル（様式9）で作成します。電源等リストは本機関のホームページ（容量市場のページ³）に添付されている帳票をダウンロードの上、必要な項目を入力します。

³ <https://www.occto.or.jp/market-board/market/index.html>

③	電源等リストの名称	電源等リストの名称を記入
④	(リスト単位)の系統コード	電源等リスト単位の系統コードを記入
⑤	エリア名	系統コードの上1桁(以下参照)をもとにエリア名を記入 参考：系統コードの上1桁 1. 北海道 2. 東北 3. 東京 4. 中部 5. 北陸 6. 関西 7. 中国 8. 四国 9. 九州
⑥	事業者コード	事業者コードを記入(容量市場システムに登録したコード4桁を記入してください)
⑦	住所	容量市場システムの事業者情報(担当者情報)に登録した住所を記入
⑧	事業者名	容量市場システムの事業者情報に登録した参加登録申請者名を記入
⑨	部署	容量市場システムの事業者情報(担当者情報)に登録した所属部署を記入
⑩	担当者名	容量市場システムの事業者情報(担当者情報)に登録した担当者名を記入
⑪	電話番号	容量市場システムの事業者情報(担当者情報)に登録した電話番号を記入
⑫	メールアドレス	容量市場システムの事業者情報(担当者情報)に登録したメールアドレスを入力
⑬	容量確保契約容量[kW] または期待容量[kW]	容量確保契約書を締結している場合は容量確保契約容量を記入。 容量確保契約書を締結していない場合は容量市場システムに登録した電源等リスト単位の期待容量を記入

表 2-4 電源等リストの記載項目一覧(電源)

No.	項目	留意点
⑭	供給力提供区分	電源と記入
⑮	受電地点特定番号	発電量調整供給契約書に基づく受電地点明細表を参照して、受電地点特定番号を記入 ・半角22桁で記入

No.	項目	留意点
		<ul style="list-style-type: none"> ・受電地点特定番号が発番されていない新設の場合は、「99999999999999999999 (22桁)」を記入。発番され次第、速やかに電源等リストを変更してください。
⑯	電源等の名称	<ul style="list-style-type: none"> ・発電事業届出書 ・電気工作物変更届出書 ・自家用電気工作物使用開始届出書 ・特定自家用電気工作物接続届出書 の「発電所の名称」または「事業場の名称」を参照して記入 <ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーの固定価格買取期間満了のご案内 ・低圧配電線への系統連系協議依頼表 の「契約名義」または「発電者名義」を参照して記入
⑰	号機単位の名称	名称を定めていない場合は号機単位の名称を任意で記入 家庭用の低圧連系の電源の号機が存在しない場合には、電源等リストの「電源等の名称」と同一名称を入力
⑱	所在地	電源等の所在地の住所を記入
⑲	(個々の電源の) 系統コード	個々の電源の系統コードを記入 個々の電源の系統コードを保有していない低圧連系の電源の場合、低圧群コードを記入 系統コードが発番されていない新設電源は記入不要
⑳	電源種別の区分	<ul style="list-style-type: none"> ・発電事業届出書 ・電気工作物変更届出書 ・特定自家用電気工作物接続届出書 の「原動力の種類」欄を参照して記入 または、 <ul style="list-style-type: none"> ・自家用電気工作物使用開始届出書 の「電気工作物の概要」欄を参照して記入 もしくは

No.	項目	留意点
		<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーの固定価格買取期間満了のご案内 ・低圧配電線への系統連系協議依頼表を参照して記入 <p>電源の電源種別の区分は『表 2-6 電源種別の区分と発電方式の区分に係る注意事項』を参照</p>
⑳	発電方式の区分	<ul style="list-style-type: none"> ・発電事業届出書 ・電気工作物変更届出書 ・特定自家用電気工作物接続届出書の「原動力の種類」欄を参照して記入 <p>または、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自家用電気工作物使用開始届出書の「電気工作物の概要」欄を参照して記入 <p>もしくは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーの固定価格買取期間満了のご案内 ・低圧配電線への系統連系協議依頼表を参照して記入 <p>電源の発電方式の区分は『表 2-6 電源種別の区分と発電方式の区分に係る注意事項』を参照</p>
㉑	設備容量	<ul style="list-style-type: none"> ・発電事業届出書 ・電気工作物変更届出書 ・特定自家用電気工作物接続届出書の「出力」欄を参照して記入 ・自家用電気工作物使用開始届出書の「電気工作物の概要」欄を参照して記入 <p>もしくは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーの固定価格買取期間満了のご案内 ・低圧配電線への系統連系協議依頼表を参照して記入 <p>単位は、0.1kW とし小数点第2位以下は切り捨て</p>

No.	項目	留意点
		とする。
⑳	運開年月	西暦で記入 例：2010 年 1 月→201001
㉑	BG コード	2023 年 2 月末の電源等リスト提出時点の発電 BG コードを記入。(当該時点で記入可能な内容がない場合は、実効性テスト実施前までには記入ください)
㉒	計量・仕訳区分	表 2-7 に該当する場合のみ記入
㉓	FIT 認定 ID	参加登録の時点で FIT 制度に基づく買取を受けている場合は、再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について (通知) に記載されている「設備 ID」を記入
㉔	特定契約終了年月	FIT 認定 ID を入力した場合、特定契約の終了年月を西暦で記入 例：2025 年 3 月→202503
㉕	バイオマス混焼 FIT 調達上限比率[%]	バイオマス混焼で FIT 調達上限比率が設定されている場合は記入 具体例：2019 年 4 月 1 日以降に FIT 制度に基づく買取契約を締結し、買取上限が設定されているバイオマス混焼設備またはごみ処理施設で月単位での買取上限の設定を行う旨を申請した場合
㉖	予定バイオマス比率[%]	・実需給年度までにバイオマス比率[%]を変更する場合で、実効性テスト時に予定バイオマス比率を使用する際に記入 ・実需給年度前に FIT 制度に基づく買取が終了する前提で、実効性テスト時には FIT 分を非 FIT 分と見做して参加する場合は零を記入してください。
㉗	バイオマス FIT・非 FIT ペアフラグ	・バイオマス混焼 FIT 調達上限比率または予定バイオマス比率を使用する場合は記入 ・1 つの電源の発電実績が FIT・非 FIT に仕訳される場合、1 行ずつ別地点として記入した上で、当該項目に同じ番号を記入する。 番号の順番は 1, 2, 3…とする。

No.	項目	留意点
⑫	特記事項	特記事項があれば記入

表 2-6 電源種別の区分と発電方式の区分に係る注意事項

電源種別の区分	発電方式の区分	留意点
水力	一般（貯水式）、一般（自流式）、揚水（混合揚水）、揚水（純揚水）	次頁の注1～注2を参照してください。
火力	石炭、LNG（その他）、石油、LPG、その他ガス、瀝青混合物、その他	バイオマスの場合は、電源種別の区分：再生可能エネルギーのバイオマス（専焼）、バイオマス（混焼）を選択してください。
再生可能エネルギー	風力、太陽光（全量）、太陽光（余剰）、地熱、バイオマス（専焼）、バイオマス（混焼）、廃棄物	次頁の注3を参照してください。
その他	その他	蓄電池はこちらを選択願います。（併設蓄電池は除く）次頁の注4を参照してください。

注1：一般（自流式）の電源が発動指令電源として参加する場合の登録方法

一般（自流式）の電源のうち、ダム水位から供給力を算定している場合および調整係数に調整能力を加算している場合は発動指令電源、調整係数のみで供給力を算定している場合は変動電源（アグリゲート）となります。一般（自流式）の電源が発動指令電源として参加する場合、一般（貯水式）として電源等リストに登録してください。

注2：揚水（純揚水）について

上部貯水池の河川流入量が発電電力量の増加に寄与している混合揚水のうち、運転時間を設定する場合には揚水（純揚水）として登録してください。

注3：アグリゲートリソースの構成について

風力、太陽光、水力（自流式）は、その他発動指令電源リソースと組み合わせる場合はアグリゲートリソースとして参加可能です。アグリゲートリソースが風力、太

陽光、水力（自流式）のみで構成されている場合、発動指令電源として参加できません。

注4: 併設蓄電池の扱いについて

蓄電池の併設有無により容量を提供する電源等の区分が変わることはありません。例えば、蓄電池が併設されている風力発電所単体では変動電源として扱われます。なお、蓄電池が併設されている風力発電所と、DR その他リソースを組み合わせる場合は、発動指令電源として扱われます。

表 2-7 計量・仕訳区分

No.	計量・仕訳区分	選択が必要な場合	留意点
①	バイオマス（混焼） 非FIT分	月単位での買取上限が設定（予定を含む）されているバイオマス（混焼）の場合 具体例：2019年4月1日以降にFIT制度に基づく買取契約を締結し、買取上限が設定されているバイオマス混焼設備またはごみ処理施設で月単位での買取上限の設定を行う旨を申請した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・実効性テスト時点で全量が非FIT分のバイオマスは選択不要 ・認定に係る全体のバイオマス比率のみ設定されているバイオマス設備は選択不要。※1 具体例：2019年3月31日までにFIT制度に基づく買取契約を締結済みのバイオマス混焼設備で買取上限を設定していない場合
②	バイオマス（混焼） FIT分	同上	<ul style="list-style-type: none"> ・①の非FIT分を記入した場合は、FIT分の地点をリストへ追加した上で、当該区分の記入が必要
③	差分計量 非FIT分	同一受電地点において、FIT電源と併設される非FIT電源が託送供給等約款に基づく差分計量により計量できる場合	—
④	差分計量 FIT分	同上	<ul style="list-style-type: none"> ・③を記入した場合で、実需給年度前にFIT制度に基づく買取が終了するFIT分が実効性テストに参

No.	計量・仕訳区分	選択が必要な場合	留意点
			加する場合に記入 ・実需給年度までに FIT 制度に基づく買取が終了した時点で変更が必要
⑤	按分計量 非 FIT 分	同一受電地点において、FIT 電源と併設される非 FIT 電源が託送供給等約款に基づく按分計量により計量できる場合	—
⑥	按分計量 FIT 分	同上	・⑤を記入した場合で、実需給年度前に FIT 制度に基づく買取が終了する FIT 分が実効性テストに参加する場合に記入 ・実需給年度までに FIT 制度に基づく買取が終了した時点で変更が必要
⑦	部分買取	同一受電地点において複数の発電契約者と相対契約を結んでいる場合	全ての相対契約を記入。 不足する場合、当該実績分は評価されません
⑧	自己託送地点	・自己託送に必要な量を上回る容量がある電源の場合 ※2 ・自己託送地点において、自己託送需要以外（小売供給による需要）の需要抑制を行う需要家の場合	実効性テストへ参加する地点が対象のため、対となる電源と需要家の両方の記載は必須ではない
⑨	部分供給（全量）	部分供給が行われている需要家	部分供給者ごとの評価は行いませんので、全量供給の場合と同様に 1 需要家として登録

※1 認定に係るバイオマス比率を設定しているバイオマス混焼設備において、実需給年度前に FIT 制度に基づく買取が終了する前提で、実効性テスト時には FIT 分を非 FIT 分と見

做して参加する場合については、FIT 分の地点をリストへ追加した上で、計量・仕訳区分は記入しないでください。

※2 自己託送に必要な量を上回る容量について部分買取を行っている場合は、計量・仕訳区分は部分買取を選択し、特記事項欄に自己託送地点と記入してください。

【バイオマス（混焼）で調達上限比率を設定した場合の注意事項】

注：実需給期間中は予定バイオマス比率での実績評価を行わないため、実需給前までに申請した調達上限比率に変更してください。

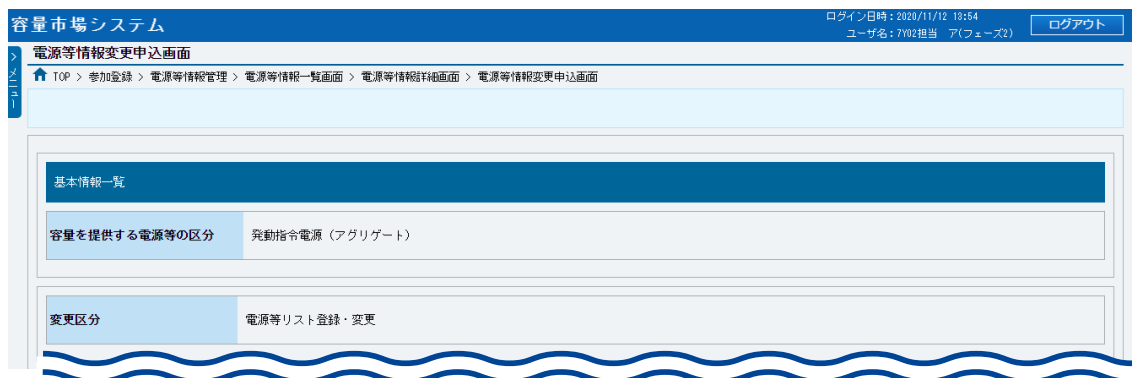
2.1.2.3 電源等リストの提出

電源等リスト（EXCEL ファイル）を作成後、容量市場システムにて提出します。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「電源等情報管理」リンクをクリックして、「電源等情報一覧画面」へ進みます。次に「電源等情報一覧画面」で、容量を提供する電源等の区分を選択し、「検索」ボタンをクリックします。

電源等情報一覧に登録済の電源等情報が表示されるので、電源等リストを提出したい電源の「電源等識別番号」をクリックして、「電源等情報詳細画面」へ進みます。続いて、「電源等情報詳細画面」で「電源等リスト登録」ボタンをクリックして、「電源等情報変更申込画面」へ進みます。

「電源等情報変更申込画面」の「電源等リスト（追加）」の「ファイル選択」ボタンをクリックして、電源等リスト（EXCEL ファイル）をアップロードします（図 2-5 参照）。また、「変更理由」欄に「電源等リストの提出」と入力してください（表 2-8 参照）。



アップロードする電源等リストを選択してください。

電源等リスト (追加)

ファイル選択 電源等リスト1.xlsx

ファイル選択 ファイルが選択されていません

ファイル選択 ファイルが選択されていません

ファイル選択 ファイルが選択されていません

ファイル選択 ファイルが選択されていません

ファイル選択 ファイルが選択されていません

電源等リスト (EXCEL ファイル) を「ファイル選択」ボタンからアップロードしてください。

変更理由 *

電源等リストの提出

確認

Copyright 00010. All Rights Reserved.

図 2-5 「電源等情報変更申込画面」の画面イメージ

表 2-8 電源等リスト提出時の「電源等情報変更申込画面」での入力項目

No.	項目	記入内容
①	変更理由	「電源等リストの提出」と記入

2.1.2.4 電源等リストの登録の仮申込

「電源等情報変更申込画面」にて電源等リストのアップロードおよび変更理由の入力終了後、「確認」ボタンをクリックし、「電源等情報変更申込確認画面」に進みます。

「電源等情報変更申込確認画面」にて、基本情報の入力内容を再度確認します。申請内容に誤りがない場合は「実行」ボタンをクリックし、「完了画面」に進みます。申請内容を修正する場合は、「戻る」ボタンをクリックして、「電源等情報変更申込画面」に戻ります。

「完了画面」が表示されれば、電源等リストの登録の仮申込完了です。提出書類の追加アップロードが必要な場合は、「完了画面」にある「提出書類追加」ボタンをクリックし、アップロードしてください。

注：申込の手続きについて

なお、この段階では仮申込の状態であり、新規登録の申込は完了していませんので注意してください。

2.1.2.5 電源等リストの登録の申込完了

仮申込の状態から申込を完了させるためには、「ポータルトップ画面」の「審査」タブから「電源等情報審査管理」リンクをクリックして、「電源等情報審査画面」へ進みます。

「電源等情報審査画面」の容量を提供する電源等の区分を選択後、申込を完了したい電源等情報の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックします。検索結果が「審査申込状況一覧」に表示されます。「申込 ID」リンクをクリックして「電源等申込情報画面」にて内容を確認後、チェックボックスにチェックを入れ、「申込完了」ボタンをクリックします。申込が完了すると、その旨が登録されたメールアドレスへ電子メールにて送付されます。

注：申込完了メールについて

申込完了メールには、電源等情報の変更申込を受け付けた旨が記載されています。

なお、本機関は受付後、電源等リストに係る審査を行います。審査後には審査合格または不合格を、別途登録されたメールアドレスへ電子メールにて通知いたします。不合格の通知を受けた場合、対象事業者は速やかに通知コメントに従い、対応してください。

2.1.3 電源等リストの審査結果の確認（合格）

本項では、審査結果の確認の手続きについて説明します（図 2-6 参照）。電源等リストの登録申込後、本機関が内容を確認した結果、不備がなかった場合、2023年4月末日までに合格通知が送付されます。

2.1.3.1 合格通知の受領（電源等リストの登録申込）

2.1.3 電源等リストの審査結果の確認（合格）

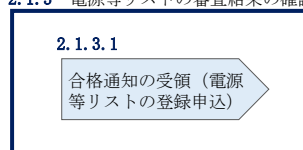


図 2-6 電源等リストの審査結果の確認（合格）

2.1.3.1 合格通知の受領（電源等リストの登録申込）

電源等情報が変更された旨が、登録されたメールアドレスへ電子メールにて送付されます。

2.1.4 電源等リストの審査結果の確認（不合格）

本項では、審査結果の確認の手続きについて説明します（図 2-7 参照）。電源等リストの登録申込後、本機関が内容を確認した結果、他の対象事業者より提出された電源等リスト内の電源または需要抑制と重複がある等、不備があった場合、不合格通知が送付されます。

2.1.4.1 不合格通知の受領（電源等リストの登録申込）

2.1.4 電源等リストの審査結果の確認（不合格）

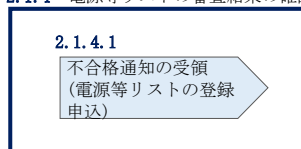


図 2-7 電源等リストの審査結果の確認（不合格）

2.1.4.1 不合格通知の受領（電源等リストの登録申込）

不合格通知が、登録されたメールアドレスへ電子メールにて送付されます。

なお、不合格理由は「電源等情報審査詳細画面」で確認できます。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「審査」タブから「電源等情報審査画面」リンクをクリックして、「電源等情報審査画面」へ進みます。

「電源等審査情報画面」で容量を提供する電源等の区分を選択後、検索したい電源等情報の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックすると、検索結果が「審査申込状況一覧」に表示されます。「詳細」リンクをクリックして「電源等審査詳細画面」に進み、審査内容一覧の審査コメントを確認してください。

注1：電源等リストに不備がある場合の対応について

電源等リストに不備がある場合、2023年4月末日の10営業日前までに不合格である旨が通知されます。再申込を希望する場合、不備を解消してすみやかに再申込してください。審査終了日である2023年4月末日までに、不備が解消されない電源等はアグリゲートリソースとして認められないため、対象事業者は当該電源等を除外して電源等リストを構成してください。

注2：電源または需要抑制と合意済みであるエビデンスの提出について

電源または需要抑制が、他の対象事業者が提出する電源等リストに登録されている電源または需要抑制と重複していることにより不合格となった場合には、電源等と合意済みであるエビデンス（契約期間が記載されたもので、様式自由）を再申込時に提出してください。なお、書類の提出にあたっては、本機関に電磁的記録媒体（CD-R等）で郵送してください。

〒135-0061

東京都江東区豊洲 6-2-15

電力広域的運営推進機関 容量市場参加登録係_2025_電源等リスト 宛

対象実需給年度

注3：電源等リストの登録が完了しない場合の対応について

電源等リストの登録が完了しない場合、容量確保契約書を締結済の発動指令電源は市場退出（全量退出）となりますので、注意してください。市場退出の場合、本機関より市場退出内容が通知された後、「容量市場業務マニュアル 実需給前に実施すべき業務編（全般）」（「実需給年度 2025 年度向け」マニュアルは別途公表予定）の第2章 2.6 と第3章を参照し、手続きを行ってください。

また、電源等リストの登録が完了しない場合、容量確保契約書を締結していない発動指令電源は、実効性テストの実施、調達オークションの参加や、差替契約の締結が不可能となります。

2.2 電源等リストの変更手続き

本節では、電源等リストの変更手続きについて以下の流れで説明します（参照）。

2.2.1 電源等リストの変更申込

2.2.2 電源等リストの審査結果の確認（合格）

2.2.3 電源等リストの審査結果の確認（不合格）

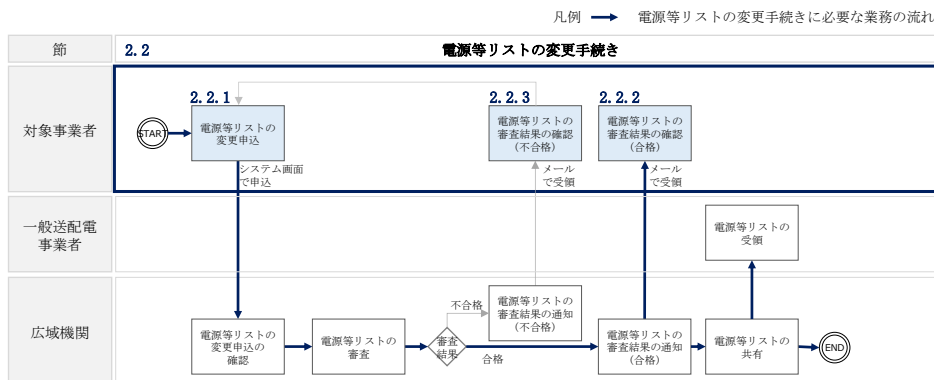


図 2-2-8 電源等リストの変更手続きの詳細構成

注1：実効性テスト前の電源等リストの更新について

以下に当てはまる場合は、実効性テスト実施時期の前（夏季：5月末、冬季：10月末）までに電源等リストの更新を完了させてください。更新しない場合は、その電源等当該地点は実効性テストでの発動実績は評価されません。

- ・電源等リスト登録時（2023年2月末まで）に新設電源として登録された電源について、未確定であった内容（地点特定番号、BGコード等）が確定した場合
- ・既設電源において電源等リスト登録時（2023年2月末まで）からBGコードが変更となった場合

注2：計量値が取得できない地点の削除について

発動実績の報告までに計量値が取得できない地点があることが判明した場合、発動実績を報告する前にすみやかに電源等リストから該当地点を削除してください。

注3：電源等リストの変更申込が可能な電源について

実効性テスト後に発動実績を登録し、既に期待容量が評価された対象事業者が対象となります。

注4：電源等リストの変更受付期間について

実効性テスト後の電源等リストの変更の申込可能期間は、2024年10月から2026年2月10日までとなります。2024年9月末までの期間は、電源等リストを変更することはできません。計量値が取得できない地点があることが判明した場合、発動実績を報告する前にすみやかに電源等リストから該当地点を削除してください。

2.2.1 電源等リストの変更申込

本項では、電源等リストの変更申込について説明します（図 2-9 参照）。

2.2.1.1 事前準備

2.2.1.2 電源等リストの作成

2.2.1.3 電源等リストの提出

2.2.1.4 電源等リストの変更の仮申込

2.2.1.5 電源等リストの変更の申込完了

2.2.1.1 事前準備

『2.1.2.1 事前準備』を参照してください。

2.2.1.2 電源等リストの作成

『2.1.2.2 電源等リストの作成』を参照してください。

2.2.1.3 電源等リストの提出

『2.1.2.3 電源等リストの提出』を参照してください。

2.2.1.4 電源等リストの変更の仮申込

『2.1.2.4 電源等リストの登録の仮申込』を参照してください。

2.2.1.5 電源等リストの変更の申込完了

『2.1.2.5 電源等リストの登録の申込完了』を参照してください。

2.2.2 電源等リストの審査結果の確認（合格）

本項では、審査結果の確認の手続きについて説明します（図 2-10 参照）。電源等リストの変更申込後、本機関が内容を確認した結果、不備がなかった場合、合格通知が送付されます。

2.2.2.1 合格通知の受領（電源等リストの変更申込）

2.2.2 電源等リストの審査結果の確認（合格）

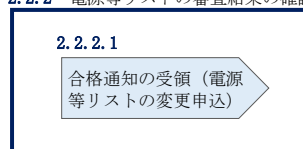


図 2-10 電源等リストの審査結果の確認（合格）

2.2.2.1 合格通知の受領（電源等リストの変更申込）

『2.1.3.1 合格通知の受領（電源等リストの登録申込）』を参照してください。

2.2.3 電源等リストの審査結果の確認（不合格）

本項では、審査結果の確認の手続きについて説明します（図 2-11 参照）。電源等リストの変更申込後、本機関が内容を確認した結果、他の対象事業者より提出された電源等リスト内の電源または需要抑制と重複がある等、不備があった場合、不合格通知が送付されます。

2.2.3.1 不合格通知の受領（電源等リストの変更申込）

2.2.3 電源等リストの審査結果の確認（不合格）

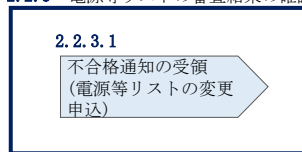


図 2-11 電源等リストの審査結果の確認（不合格）

2.2.3.1 不合格通知の受領（電源等リストの変更申込）

『2.1.4.1 不合格通知の受領（電源等リストの登録申込）』を参照してください。

第3章 実効性テスト

本章では、実効性テストに関する以下の内容について説明します（図 3-1 参照）。

- 3.1 実効性テスト前手続き
- 3.2 実効性テストの実施
- 3.3 実効性テスト後手続き

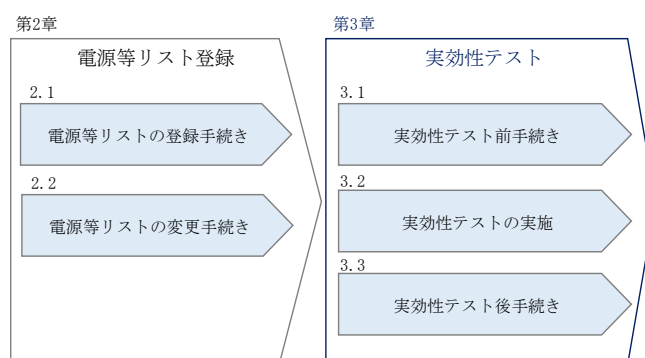


図 3-1 第3章の構成

注1：実効性テストの希望時期について

実効性テストの実施時期については、希望時期（夏季または冬季のいずれか）を選択できます。原則、対象事業者の希望時期に実効性テストを行うこととします。

注2：実効性テストの実施時期と再テストについて

夏季に実効性テストを実施した場合、再テストは夏季1回・冬季1回の計2回、冬季に実効性テストを実施した場合、再テストは冬季1回となります。

注3：実効性テストで発生した電力量(kWh)の扱いについて

実効性テストで発生した電力量は、相対契約に基づく小売電気事業者等への供給または卸電力取引所への入札を通じて適切に提供していただきます。なお、対象事業者が卸電力市場へ入札する場合は、日本卸電力取引所の会員資格手続きや属地一般送配電事業者との発電量調整供給契約または需要抑制量調整供給契約が必要となります。

注4：実効性テストにおけるバランスンググループの組成について

実効性テストでは、電源等リストに含まれる電源リソース、需要抑制リソースについて、発電バランスンググループ、需要抑制バランスンググループの組成に制約等はありません。

3.1 実効性テスト前手続き

本節では、実効性テスト前手続きについて以下の流れで説明します（図 3-2 参照）。

- 3.1.1 実効性テスト実施時期の調整開始依頼の確認
- 3.1.2 実効性テスト実施時期の調整依頼
- 3.1.3 実効性テスト実施時期の通知の確認
- 3.1.4 実効性テスト実施時期の登録

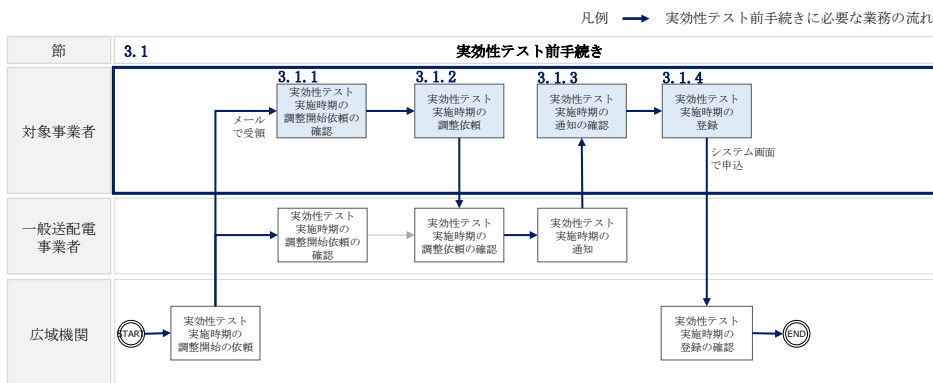


図 3-2 実効性テスト前手続きの詳細構成

3.1.1 実効性テスト実施時期の調整開始依頼の確認

本項では、実効性テスト実施時期の調整開始依頼の確認の手続きについて説明します（図 3-3 参照）。

3.1.1.1 実効性テスト実施時期の調整開始依頼の受領

3.1.1 実効性テスト実施時期の調整開始依頼の確認

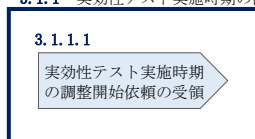


図 3-3 実効性テスト実施時期の調整開始依頼の確認

3.1.1.1 実効性テスト実施時期の調整開始依頼の受領

2023年4月10日までに、発動指令電源の電源等リストの登録申込をされた事業者へ、実効性テスト実施時期の調整開始依頼が登録されたメールアドレスへ電子メールにて送付されます。

3.1.2 実効性テスト実施時期の調整依頼

本項では、実効性テスト実施時期の調整依頼について説明します(図 3-4 参照)。

3.1.2.1 実効性テスト実施時期の調整依頼

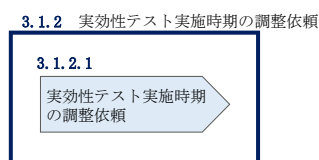


図 3-4 実効性テスト実施時期の調整依頼

3.1.2.1 実効性テスト実施時期の調整依頼

対象事業者は、2023年4月末までに、属地一般送配電事業者に対し、実効性テスト実施の希望時期（夏季または冬季のいずれかを選択できますが、具体的な月日・時間帯を指定することはできません）をメールで連絡します。

なお、属地一般送配電事業者の連絡先については、本機関ウェブサイトにて別途お知らせします。

3.1.3 実効性テスト実施時期の通知の確認

本項では、実効性テスト実施時期の通知の確認について説明します(図 3-5 参照)。実効性テストの実施時期の調整後、属地一般送配電事業者から、確定した実施時期が通知されます。

3.1.3.1 実効性テスト実施時期の通知の受領

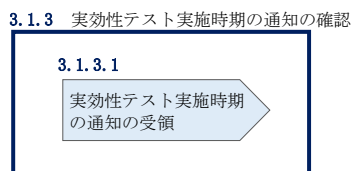


図 3-5 実効性テスト実施時期の通知の確認

3.1.3.1 実効性テスト実施時期の通知の受領

2023年6月9日までに、対象事業者へ、属地一般送配電事業者から確定した実効性テストの実施時期(夏季もしくは冬季)の調整結果がメールで通知されます。

3.1.4 実効性テスト実施時期の登録

本項では、実効性テスト実施時期の登録について説明します(図 3-6 参照)。

3.1.4.1 実効性テスト実施時期の登録

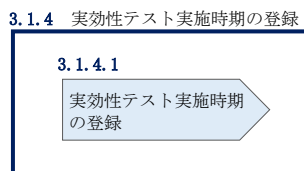


図 3-6 実効性テスト実施時期の登録

3.1.4.1 実効性テスト実施時期の登録

一般送配電事業者から実効性テストの実施時期の調整結果が通知された日からすみやかに、容量市場システムに実効性テストの実施時期を登録します。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「電源等情報管理」リンクをクリックして、「電源等情報一覧画面」へ進みます。次に「電源等情報一覧画面」で、容量を提供する電源等の区分を選択し、「検索」ボタンをクリックします。

電源等情報一覧に登録済の電源等情報が表示されるので、追加登録を行いたい電源の「電源等識別番号」をクリックして、「電源等情報詳細画面」へ進みます。続いて、「電源等情報詳細画面」で「実効性テスト登録」ボタンをクリックして、「電源等情報変更申込画面」へ進みます。

「電源等情報変更申込画面」にて、実効性テストに係る項目を入力します。実効性テストの実施時期の登録にあたっては「変更理由」欄に「実効性テストの実施時期の登録」と入力してください。入力終了後、「確認」ボタンをクリックし、入力内容に不備がなければ「実行」ボタンをクリックします(図 3-7 参照)。

注：申込の手続きについて

なお、この段階では仮申込の状態であり、実効性テストの実施時期の登録の申込は完了していませんので注意してください。

容量市場システム

電源等情報変更申込画面

TOP > 参加登録 > 電源等情報管理 > 電源等情報一覧画面 > 電源等情報詳細画面 > 電源等情報変更申込画面

基本情報一覧

容量を提供する電源等の区分: 発動指令電源 (アグリゲート)

変更区分: 実効性テスト実施時期登録・変更

① 実効性テスト以外の発動実績の利用希望 * 実効性テスト以外の発動実績の利用希望の有無を指定してください。
 有 無

② 実効性テスト実施時期 実効性テスト実施の時期を指定してください。
 1:夏季

再テスト希望
 夏季: 夏季の再テスト希望の有無を指定してください。
 有 無
 冬季: 冬季の再テスト希望の有無を指定してください。
 有 無

登録済電源等リスト一覧

削除	No.	電源等リスト名
<input type="checkbox"/>	1	電源等リスト1.xlsx

③ 変更理由 * 全角または半角文字で入力してください。
 実効性テストの実施時期の登録

確認

Copyright ©2010. All Rights Reserved.

図 3-7 「電源等情報変更申込画面」の画面イメージ

表 3-1 実効性テスト実施時期の登録時の「電源等情報変更申込画面」での入力項目

No.	項目	記入内容
①	実効性テスト以外の発動実績の利用希望	「無」または「有」にチェック
②	実効性テスト実施時期	<ul style="list-style-type: none"> ・①を「無」とした場合 「夏季」もしくは「冬季」を選択 ・①を「有」とした場合 空欄とする
③	変更理由	<ul style="list-style-type: none"> ・①を「無」とした場合 「実効性テストの実施時期の登録」と記入

No.	項目	記入内容
		・①を「有」とした場合 「実効性テスト以外の発動実績を 利用するため」と記入

※実効性テスト実施時期の登録の時点では、「再テスト希望」の選択は不要です。

仮申込の状態から申込を完了させるためには、「ポータルトップ画面」の「審査」タブから「電源等情報審査管理」リンクをクリックして、「電源等情報審査画面」へ進みます。

「電源等情報審査画面」の容量を提供する電源等の区分を選択後、実効性テストの実施時期を登録したい電源等情報の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックします。検索結果が「審査申込状況一覧」に表示されます。「申込 ID」リンクをクリックして「電源等申込情報画面」にて内容を確認後、チェックボックスにチェックを入れ、「申込完了」ボタンをクリックします。申込が完了すると、その旨が登録されたメールアドレスへ電子メールにて送付されます。

注：申込完了メールについて

申込完了メールには、電源等情報の変更申込を受け付けた旨が記載されています。なお、実効性テストの実施時期の登録申込では審査がありませんので、申込完了と同時に電源等情報に反映されます。

注：実効性テスト以外の発動実績の利用希望の場合の登録期限

2023年4月末までに登録を完了してください。それまでに登録できない場合、本機関へその旨を申し出てください。

注：実効性テストの実施時期を登録できない場合の対応について

実効性テストの実施時期を2023年6月20日までに登録できない場合、本機関へその旨を申し出てください。

3.2 実効性テストの実施

本節では実効性テストの実施の手続きについて説明します(図 3-8 参照)。

- 3.2.1 実効性テストの実施指令への対応
- 3.2.2 発動実績の算定
- 3.2.3 再テスト実施有無の検討

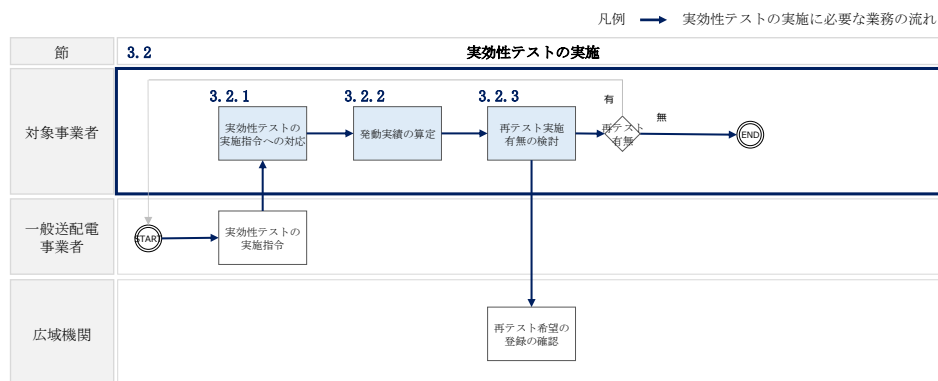


図 3-8 実効性テストの実施の詳細構成

3.2.1 実効性テストの実施指令への対応

本項では、実効性テストの実施指令への対応について説明します(図 3-9 参照)。

- 3.2.1.1 実効性テストの実施指令の受令
- 3.2.1.2 実効性テストの実施

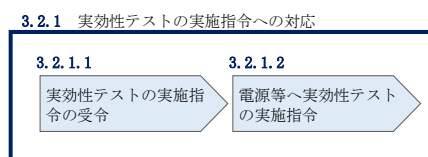


図 3-9 実効性テストの実施指令への対応

3.2.1.1 実効性テストの実施指令の受令

対象事業者は、属地一般送配電事業者から夏季(7月1日～9月30日)もしくは冬季(12月1日～2月末日)の特定の6コマに関して、3時間前までに実効性テストの実施指令をオンライン機能(簡易指令システムを含む)で受令します。

また、実効性テストの実施指令の設定時間は、9時から20時まで（土曜日、日曜日、および祝日を除く）となります。なお、実効性テストは2日連続で実施する場合があります。

他の発動実績を実効性テスト結果の代替として提出予定で、実効性テストを受けないと判断した場合、その旨をすみやかに属地一般送配電事業者に連絡して下さい。

3.2.1.2 実効性テストの実施

実効性テストの実施指令の受令後、対象事業者は、電源等リストの各リソースより供給力を提供していただきます。

※提供する供給力については、各リソースの発電販売計画または需要抑制計画へ適切に反映してください。なお、実効性テストにおいて調整力としての精算は行われません。

3.2.2 発動実績の算定

本項では、実効性テスト実施後に行う発動実績の算定について説明します(図 3-10 参照)。

3.2.2.1 事前準備

3.2.2.2 ベースラインの算定

3.2.2.3 発動実績等の算定

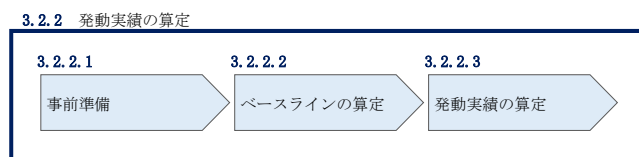


図 3-10 発動実績の算定

3.2.2.1 事前準備

実効性テストを実施した対象事業者は、発電量調整供給契約・接続供給契約（託送契約等）を締結している発電契約者・契約者（託送契約者）から、発電量調整受電電力量および接続供給電力量を取得します。

対象事業者は、以下の情報を取得します。

- ・ 電源等リストに含まれる各地点の発電量調整受電電力量および接続供給電力量（※ 30分値×6コマ）

- ・ ベースライン算定に必要となる接続供給電力量（※ 30分値×指令日前30日分）

注：計量値が取得できない場合の対応について

計量値が取得できない地点がある場合、発動実績を報告する前にすみやかに電源等リストから該地点を削除してください。なお、電源等リストから当該地点を削除せずに虚偽の発動実績を報告していることが疑われた場合、本機関は、必要に応じて、提出された情報について報告者に詳細を確認する場合があります。

3.2.2.2 ベースラインの算定

実効性テストを実施した対象事業者は、電源または需要抑制のベースライン（需要端）を算定します。

<電源のベースラインの算定方法>

電源のベースラインは0（1地点複数応札の場合は、当該安定電源のアセスメント対象容量）とします。

<需要抑制のベースライン（需要端）の算定方法>

DR⁴実施日当日を含まない直近5日間のうち、DR実施時間帯の平均需要量の多い4日間（high 4 of 5）の接続供給電力量を利用し、4日間の接続供給電力量のコマ毎の平均値（＝仮ベースライン）を算定します。

次に、DR実施時間の5時間前から2時間前までの6コマについて、「（DR実施日当日のコマ毎の接続供給電力量）－（仮ベースライン）」の平均値（＝当日調整値）を算定します。

最後に、DR実施時間帯の各コマの接続供給電力量に、当日調整値を加算し、ベースラインを算定します。なお、ベースラインがマイナスになるコマのベースラインは零とします。

需要抑制のベースライン（需要端）の算定方法については、発動実績算定諸元一覧のエクセルファイルに含まれる「(参考)ベースライン算定用シート」のシートを参考にしてください。なお、報告にあたり当該シートは入力して頂く必要はありません。

⁴ ディマンドレスポンスの略。実効性テストの実施指令のみならず、他の発動実績の算定根拠となる一般送配電事業者から指令に対する需要抑制も含まれます。

注1：DR 実施日当日を含まない直近5日間の対象について

土曜、日曜および祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）、過去の DR 実施日（電源 I' の発動日含む）を除外します。

また、DR 実施時間帯の平均需要量が、当該日を含む直近5日間の DR 実施時間帯の平均需要量の25%未満となる場合も、当該日を除外します（図 3-11 参照）。

注2：4日間の選定方法について

DR 実施時間帯の平均需要量の最小日が複数ある場合、DR 実施日から最も遠い1日を除外した4日間の接続供給電力量を利用します。ただし、4日分に満たない場合、DR 実施日から過去30日以内の DR 実施日のうち、DR 実施時間帯の平均需要量が最も大きい日を加えた4日間の接続供給電力量の平均値を算定された値とします。

それでもなお4日未満の場合は、平均需要量が総平均値の25%未満の日から平均需要量が多い日から順に充当する。平均値が同じ日が複数ある場合は、発動日から最も近い日を対象とする。

注3：端数処理について

需要抑制のベースライン（需要端）の算定において、ベースライン（需要端）および計算途中での端数処理は行わない。

注4：電力需給ひっ迫等を踏まえたベースライン算定の取扱いについて

昨今の厳しい電力需給状況を踏まえ、省エネ・節電の取り組みを積極的に進めていくため容量提供事業者においては、経済 DR が実施されることが想定されることから、容量市場の実効性テストにおいては、ベースラインの算定において、以下のとおり取り扱うこととする。

1. 経済 DR 実施日の取扱い

電力需給ひっ迫警報もしくは注意報が発令期間中に、当該エリアにおいて経済 DR が実施された場合、容量提供事業者からの申し出に基づき、実効性テストにおけるベースライン算定において、経済 DR 実施日を除外する等の対応を行います。

その際、経済 DR を実施した証憑として以下のような書類を確認します。

- ・容量提供事業者と DR を実施した需要家との契約書等
- ・実際に DR 指令を行ったことを示す資料（指令時のメール等）

2. お申し出の方法・期日

以下のとおり、容量提供事業者よりお申し出ください。

- ・様式：任意様式
- ・連絡先：youryou_uketsuke@occto.or.jp
- ・期日：実効性テスト実施日から5営業日以内

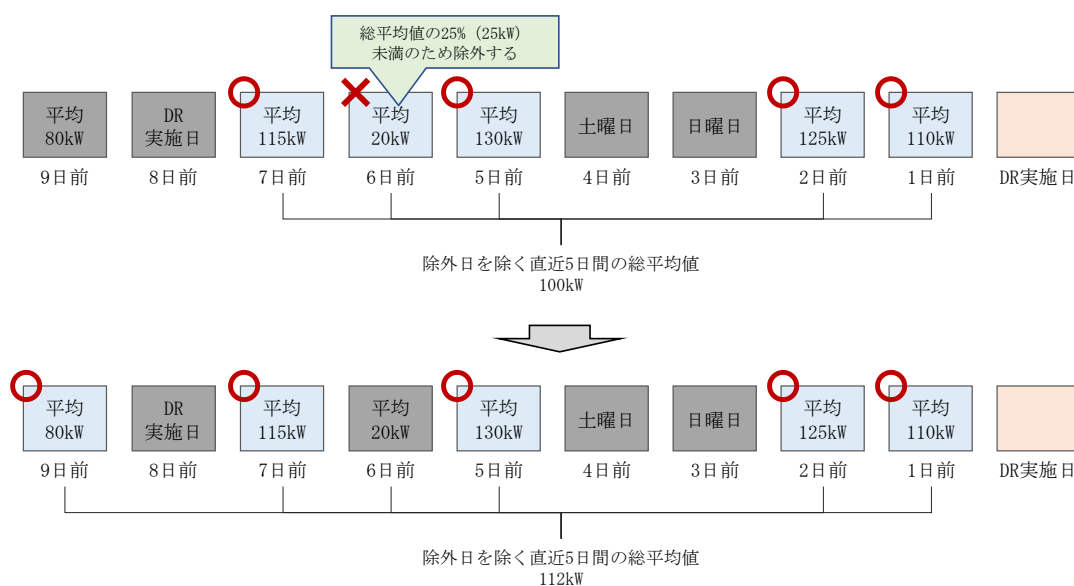


図 3-11 平日のベースライン設定における除外日のイメージ図

3.2.2.3 発動実績等の算定

実効性テストを実施した対象事業者は、電源または需要抑制の発動実績[kWh]を算定したうえで、実効性テスト後の期待容量[kW]を算定します。

<電源の発動実績の算定方法>

コマ毎、地点毎に、発電量調整受電電力量から電源のベースラインを減じて、電源の発動実績[kWh]を算定します。

<需要抑制の発動実績の算定方法>

コマ毎、地点毎に、3.2.2.2 ベースラインの算定にもとづき需要抑制のベースライン（需要端）を算定し、当該ベースラインおよび接続供給電力量を当該エリアの電圧区分毎の損失率を考慮した送電端換算値に変換します。変換後のベースライン（送電端）から接続対象電力量（送電端）を減じて、需要抑制の発動実績[kWh]を算定します。

＜電源等リスト全体の発動実績の算定方法＞

各コマ、各地点の電源の発動実績[kWh]と、各コマ、各地点の需要抑制の発動実績[kWh]を合算し、各コマの電源等リスト全体の発動実績を算定します。

＜リクワイアメント未達成量の算定方法＞

各コマの電源等リスト全体の発動実績をアセスメント対象容量（容量確保契約書を締結していない場合は期待容量）の30分kWh換算値で除してコマごとの達成率を算定し、1からコマごとの達成率を減じてコマごとの未達成率（※）を算定します。

アセスメント対象容量（容量確保契約書を締結していない場合は期待容量）の30分kWh換算値にコマごとの未達成率を乗じてコマごとのリクワイアメント未達成量を算定します。

※負値となる場合は零とします。

＜実効性テスト未達成量の算定方法＞

コマごとのリクワイアメント未達成量[kWh]の6コマの合計値を3で除して実効性テスト未達成量[kW]を算定します。なお、実効性テストを2日連続で行った場合、実効性テスト未達成量[kW]の1日目、2日目、および2日間の平均値のいずれかを、対象事業者が選択することが出来ます。

＜期待容量（実効性テスト後）の算定方法＞

・実効性テスト未達成量[kW]=0の場合

各コマの電源等リスト全体の発動実績の6コマの合計値を3で除して、期待容量（実効性テスト後）を算定します。

・実効性テスト未達成量[kW]>0の場合

アセスメント対象容量（容量確保契約書を締結していない場合は実効性テスト前に登録した期待容量）から実効性テスト未達成量[kW]を減じて期待容量（実効性テスト後）を算定します。

注1：kW換算について

各コマ、各地点の電源および需要抑制の発動実績[kWh]の合計値は、6コマ×30分値であるため、kW値に変換するにあたり、6コマの合計値を3で除す必要があります。

注2：端数処理について

- ・ベースライン（送電端）[kWh]…高圧・特高は小数点以下第1位四捨五入、低圧は小数点以下第3位四捨五入
 - ・接続対象電力量（送電端）[kWh]…高圧・特高は小数点以下第1位四捨五入、低圧は小数点以下第3位四捨五入
 - ・コマごとの達成率…小数点第11位を四捨五入
 - ・コマごとの未達成率…小数点第11位を四捨五入
 - ・コマごとのリクワイアメント未達成量[kWh]…有効数字10桁とする
 - ・リクワイアメント未達成量[kWh]…有効数字10桁とする
 - ・実効性テスト未達成量[kW]…小数点以下切り上げ
 - ・期待容量（実効性テスト後）[kW]…小数点以下切り捨て
- ※上記以外は計算途中での端数処理を行わない

3.2.3 再テスト実施有無の検討

本項では、発動実績の算定後に行う再テスト実施有無の検討について説明します(図3-12参照)。

3.2.3.1 再テスト実施有無の検討

3.2.3.2 再テスト希望の登録

3.2.3 再テスト実施有無の検討

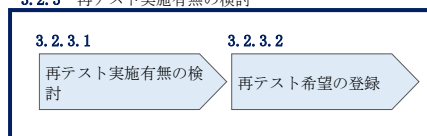


図 3-12 再テスト実施有無の検討

3.2.3.1 再テスト実施有無の検討

実効性テストを実施した対象事業者は、実効性テストの結果を踏まえたうえで実効性テストの再テストの実施有無を検討します。

同時期に再テストを希望する場合には実効性テストの1週間後、別時期に再テストを希望する場合には実効性テスト(夏季再テスト実施時は当該再テスト)の2か月後を期限とし、属地一般送配電事業者への再テスト希望時期の連絡(属地一般送配電事業者への調整にあたっては、『3.1.2 実効性テスト実施時期の調整依頼』から『3.1.3 実効性テスト実施時期の通知の確認』までの手続きをご参照ください。)を実施します。その後、すみやかに容量市場システムへの再テスト希望の登録を実施します。属地一般送配電事業者との再テスト希望時期の調整後に行う実効性テストの実施対応手続きは『3.2 実効性テストの実施』をご参照ください。

再テスト申込後に、再テストを受けないと判断した場合、その旨をすみやかに属地一般送配電事業者に連絡して下さい。

注：再テストの回数について

再テストの実施は、夏季および冬季において各1回を上限に受け付けます。属地一般送配電事業者に対して、回数上限を超えて再テストの実施は依頼できません。

3.2.3.2 再テスト希望の登録

実効性テストの再テスト希望を登録する場合には、容量市場システムの「電源等情報変更申込画面」から行います。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「電源等情報管理」リンクをクリックして、「電源等情報一覧画面」へ進みます。次に「電源等情報一覧画面」で、容量を提供する電源等の区分を選択し、「検索」ボタンをクリックします。

電源等情報一覧に登録済の電源等情報が表示されるので、追加登録を行いたい電源の「電源等識別番号」をクリックして、「電源等情報詳細画面」へ進みます。続いて、「電源等情報詳細画面」で「実効性テスト登録」ボタンをクリックして、「電源等情報変更申込画面」へ進みます。

「電源等情報変更申込画面」にて実効性テストに係る項目を入力します。電源等情報の追加登録にあたっては「変更理由」欄に「再テスト希望の登録」と入力してください。入力終了後、「確認」ボタンをクリックし、入力内容に不備がなければ「実行」ボタンをクリックします(図 3-13 参照)。

注：申込の手続きについて

なお、この段階では仮申込の状態であり、再テスト希望の登録の申込は完了していませんので注意してください。

図 3-13 「電源等情報変更申込画面」の画面イメージ

表 3-2 再テスト希望登録時の「電源等情報変更申込画面」での入力項目

No.	項目	記入内容
①	再テスト希望	「夏季」または「冬季」にて、「有」をチェック ※2 回目の再テスト実施を希望する場合には、「夏季」「冬季」とも「有」にチェックが入っている状態になる
②	変更理由	「再テスト希望の登録」と記入 再テスト実施時期（夏季もしくは冬季）を記入

※再テスト希望の登録の時点では、「実効性テスト以外の発動実績の利用希望」と「実効性テスト実施時期」の選択は不要です。

仮申込の状態から申込を完了させるためには、「ポータルトップ画面」の「審査」タブから「電源等情報審査管理」リンクをクリックして、「電源等情報審査画面」へ進

みます。

「電源等情報審査画面」の容量を提供する電源等の区分を選択後、電源等情報の追加登録したい電源等情報の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックします。検索結果が「審査申込状況一覧」に表示されます。「申込 ID」リンクをクリックして「電源等申込情報画面」にて内容を確認後、チェックボックスにチェックを入れ、「申込完了」ボタンをクリックします。申込が完了すると、その旨が登録されたメールアドレスへ電子メールにて送付されます。

注：申込完了メールについて

申込完了メールには、電源等情報の変更申込を受け付けた旨が記載されています。なお、再テスト希望の登録申込では審査がありませんので、申込完了と同時に電源等情報に反映されます。

3.2.3.3 再テスト希望の取下げ

再テスト希望登録後に、再テスト希望を取下げる場合には、容量市場システムの「電源等情報変更申込画面」から行います。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「電源等情報管理」リンクをクリックして、「電源等情報一覧画面」へ進みます。次に「電源等情報一覧画面」で、容量を提供する電源等の区分を選択し、「検索」ボタンをクリックします。

電源等情報一覧に登録済の電源等情報が表示されるので、取下げを行いたい電源の「電源等識別番号」をクリックして、「電源等情報詳細画面」へ進みます。続いて、「電源等情報詳細画面」で「実効性テスト登録」ボタンをクリックして、「電源等情報変更申込画面」へ進みます。

「電源等情報変更申込画面」にて、対象の「再テスト希望」欄の「無」をチェックし、「変更理由」欄に「再テスト希望の取下げ」と入力してください。入力終了後、「確認」ボタンをクリックし、入力内容に不備がなければ「実行」ボタンをクリックします（図 3-13 参照）。

注：申込の手続きについて
 なお、この段階では仮申込の状態であり、再テスト希望の登録の取下げは完了して
 いませんので注意してください。

図 3-14 「電源等情報変更申込画面」の画面イメージ

表 3-3 再テスト希望登録時の「電源等情報変更申込画面」での入力項目

No.	項目	記入内容
①	再テスト希望	取下げ対象の時期（「夏季」・「冬季」）にて、「無」をチェック
②	変更理由	「再テスト希望の取下げ」と記入

3.3 実効性テスト後手続き

本節では実効性テスト実施後に行う手続きについて説明します(図 3-15 参照)。

- 3.3.1 発動実績の報告依頼の確認
- 3.3.2 発動実績の報告
- 3.3.3 発動実績に関する審査結果の確認 (突合結果一致)
- 3.3.4 発動実績に関する審査結果の確認 (突合結果不一致)

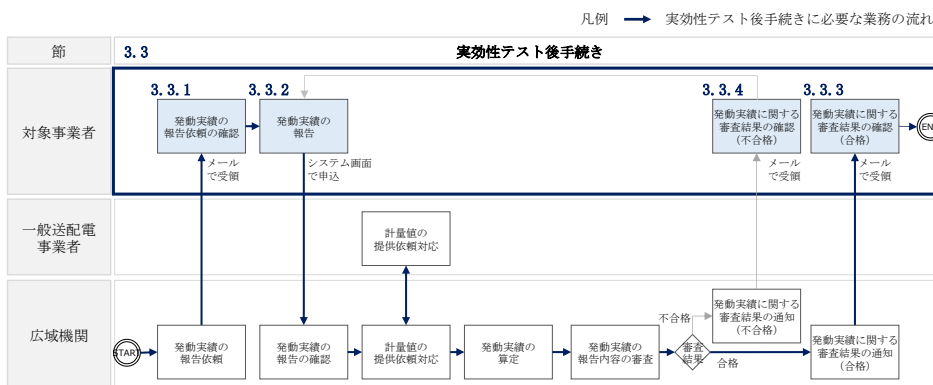


図 3-15 実効性テスト後手続きの詳細構成

3.3.1 発動実績の報告依頼の確認

本項では、発動実績の報告依頼の確認の手続きについて説明します(図 3-16 参照)。

3.3.1.1 発動実績の報告依頼の受領

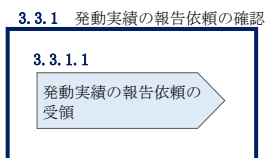


図 3-16 発動実績の報告依頼の確認

3.3.1.1 発動実績の報告依頼の受領

2024年2月上旬頃、全ての電源等リスト登録者(市場退出したものを除く)へ、発動実績の報告依頼が登録されたメールアドレスへ電子メールにて送付されます。

発動実績(実効性テストによる発動実績もしくは他の発動実績)を報告していない対象事業者は、2024年3月8日までに、発動実績を報告する必要があります。

3.3.2 発動実績の報告

本項では、発動実績の報告について説明します(図 3-17 参照)。2024年3月8日までに、実効性テストによる発動実績もしくは他の発動実績を報告します。

- 3.3.2.1 事前準備
- 3.3.2.2 発動実績の登録内容の入力
- 3.3.2.3 発動実績の登録の仮申込
- 3.3.2.4 発動実績の登録の申込完了

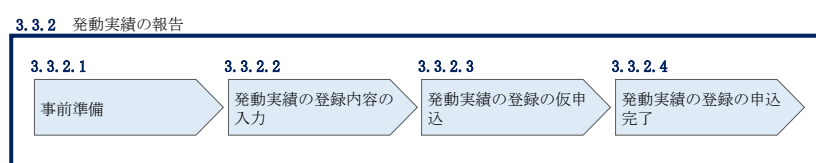


図 3-17 発動実績の報告

注1：発動実績の自主的な報告について

本機関からの発動実績の報告依頼の受領前であっても、発動実績を報告することは可能です。

注2：発動実績の未報告時の対応について

2024年3月8日までに発動実績を報告しない場合、容量確保契約書を締結済の発動指令電源は市場退出（全量退出）となりますので、注意してください。市場退出の場合、本機関より市場退出内容が通知された後、「容量市場業務マニュアル 実需給前に実施すべき業務（全般）編」（「実需給年度 2025 年度向け」マニュアルは別途公表予定）の第2章 2.6 と第3章を参照し、手続きを行ってください。ただし、2024年2月に実効性テストを実施し、3月8日までに発動実績が報告できない場合、本機関へその旨を申し出てください。

また、上記の場合、容量確保契約書を締結していない発動指令電源は、調達オークションの参加や、差替契約の締結が不可能となります。

注3：実需給年度中の発動実績の報告方法、提出期限については実需給を対象とした業務マニュアルで別途お知らせします。

注1：他の発動実績の報告について

具体的な代替可能となる実績は、対象実需給年度が2024年度～2025年度では、実効性テストの実施年度に発動された電源I'の実績、対象実需給年度が2026年度以降では、一般送配電事業者からの発動指令の対応の実績が有効となります。例えば、対象実需給年度が2024年度の場合、2022年度に発動された電源I'の実績が報告の対象になります。

他の発動実績を代替として利用する場合、電源等リストに記載されている全ての地点が、同一指令（一般送配電事業者からの同一期間に対する電源I'の指令）に応じた電源等である必要があります。電源I'の実績を代替として利用する場合、電源I'の各リソースが分かる契約書等の写しを容量市場システムに提出していただきます。

また、他の発動実績の算定に用いられた需要抑制のベースラインがhigh 2 of 3やそれ以外の考え方にに基づき算定されている場合には、high 4 of 5に基づきベースラインを再算定したうえで、発動実績を報告してください（high 4 of 5のベースライン算定方法は、『3.2.2.2 ベースラインの算定』をご参照ください）。

注2：2日連続で実効性テストを実施した場合について

実効性テスト未達成量の1日目、2日目、および2日間の平均値のいずれかを、対象事業者が選択の上、本機関に提出いただきます。ただし、2日間の平均値を選択した場合は1日目、2日目の発動実績等についても報告いただきます。

表 3-4 発動実績算定諸元一覧の記載項目（発動実績シート）

No.	項目	留意点
①	容量を提供する電源等の区分	「発動指令電源」と記入
②	事業者名	電源等リストに記入した事業者名を記入
③	事業者コード	電源等リストに記入した事業者コードを記入
④	電源等リストの名称	電源等リストに記入した電源等リストの名称を記入
⑤	エリア名	電源等リストに記入したエリア名を記入

No.	項目	留意点
⑥	(リスト単位の) 系統コード	電源等リストに記入した (リスト単位の) 系統コードを記入
⑦	発動開始日時	発動開始日時を記入
⑧	期待容量[kW]	電源等リストに記入した電源等リスト単位の期待容量[kW]を記入
⑨	発動実績 (電源)	発動実績算定諸元一覧が 1 ファイルの場合、表 3-4 の記載項目 (電源シート) の記入により自動算定。ただし、発動実績算定諸元一覧が 2 ファイル以上に分かれる場合、2 ファイル目以降の実績を 1 ファイル目に記入が必要。10 ファイル以上に分割した場合は、1 ファイル目の 10 ファイル目分の実績記入欄に 10 ファイル以上分の実績を合算して入力。
⑩	発動実績 (需要抑制)	発動実績算定諸元一覧が 1 ファイルの場合、表 3-5 の記載項目 (需要抑制シート) の記入により自動算定。ただし、発動実績算定諸元一覧が 2 ファイル以上に分かれる場合、2 ファイル目以降の実績を 1 ファイル目に記入が必要。10 ファイル以上に分割した場合は、1 ファイル目の 10 ファイル目分の実績記入欄に 10 ファイル以上分の実績を合算して入力。
⑪	発動実績 (合計)	⑨⑩の記入により自動算定
⑫	コマごとの達成率	
⑬	コマごとの未達成率	
⑭	コマごとのリクワイアメント未達成量[kWh]	
⑮	リクワイアメント未達成量 [kWh]	
⑯	実効性テスト未達成量[kW]	
⑰	期待容量 (実効性テスト後) [kW]	

表 3-5 発動実績算定諸元一覧の記載項目（電源シート）

No.	項目	留意点
①	受電地点特定番号	電源等リストに記入した受電地点特定番号を記入
②	電源等の名称	電源等リストに記入した電源等の名称を記入
③	B Gコード	電源等リストに記入したB Gコードを記入
④	計量・仕訳区分	電源等リストに記入した計量・仕訳区分を記入（表 2-7 参照）
⑤	ベースライン[kWh]	「0」で固定（入力不要） ※1 地点複数応札の場合は安定電源のアセスメント対象容量を記入
⑥	発電量調整受電電力量[kWh]	属地一般送配電事業者から受領した「発電者の仕訳後の電力量のお知らせ」を参照して記入して下さい。 なお、④を記入した地点については、表 3-6 計量・仕訳区分に応じた計量値の記入方法を参照して記入して下さい。 ※6 コマ分
⑦	発動実績[kWh]	⑥の記入により自動算定

表 3-6 発動実績算定諸元一覧の記載項目（需要抑制シート）

No.	項目	留意点
①	対象エリアの損失率[%]	属地一般送配電事業者の託送供給等約款を参照して電圧区分ごとに記入
②	需要家名	電源等リストに記入した需要家名を記入
③	電圧区分	地点の供給電圧をもとに電圧区分（低圧、高圧、特高）を記入
④	計量・仕訳区分	電源等リストに記入した計量・仕訳区分を記入（表 2-7 参照）

No.	項目	留意点
⑤	ベースライン（需要端）[kWh]	<p>確定使用量を用いて、3.2.2.2 ベースラインの算定を参照して記入</p> <p>なお、部分供給の場合は全量の値を用いて算定したベースラインを記入</p> <p>自己託送地点の場合は小売供給分の値を用いて算定したベースラインを記入</p> <p>※6 コマ分</p>
⑥	接続供給電力量（需要端）[kWh]	<p>確定使用量を参照して記入</p> <p>なお、部分供給の場合は全量の値を記入</p> <p>自己託送地点の場合は小売供給分の値を記入</p> <p>※6 コマ分</p>
⑦	ベースライン（送電端）[kWh]	①③⑤の記入により自動算定
⑧	接続対象電力量（送電端）[kWh]	①③⑥の記入により自動算定
⑨	発動実績[kWh]	①③⑤⑥の記入により自動算定

表 3-7 電源シートの計量・仕訳区分に応じた計量値の記入方法

No.	計量・仕訳区分	留意点
①	バイオマス（混焼）非FIT分	<p>・電源等リストへバイオマス混焼FIT調達上限比率を記入した場合は、以下の手順で計量値を算定する。</p> <p>(1)バイオマスFIT・非FITペアフラグが同じ番号の非FIT分、FIT分の計量値をコマごとに合算</p> <p>(2)合算値×(100-バイオマス混焼FIT調達上限比率[%])÷100によりコマごとの非FIT分の計量値を算出</p> <p>(3)非FIT分の計量値と(2)で算出した値をコマごとに比較し、小さい方を記入する。</p> <p>・電源等リストへ予定比率を記入した場合は、以下の手順で計量値を算定する。</p> <p>(1)バイオマスFIT・非FITペアフラグが同じ番号の非FIT分、FIT分の計量値をコマごとに合算</p> <p>(2)合算値×(100-予定比率[%])÷100によりコマごとの非FIT分の計量値を算出し記入する。</p>
②	バイオマス（混焼）FIT分	FIT分の実績は零を記入（実需給年度前にFIT制度に基づく買取が終了する場合、またはバイオマス比率を零に変更する

No.	計量・仕訳区分	留意点
		予定の場合についても①の非 FIT 分の実績が含まれる。）
③	差分計量 非 FIT 分	差分計量により仕訳された非 FIT 分の計量値であることを、BG コードにより確認し記入
④	差分計量 FIT 分	差分計量により仕訳された FIT 分の計量値であることを、BG コードにより確認し記入（実需給年度前に FIT 制度に基づく買取が終了することが前提）
⑤	按分計量 非 FIT 分	按分計量により仕訳された非 FIT 分の計量値であることを、BG コードにより確認し記入
⑥	按分計量 FIT 分	差分計量により仕訳された FIT 分の計量値であることを、BG コードにより確認し記入（実需給年度前に FIT 制度に基づく買取が終了することが前提）
⑦	部分買取	部分買取により仕訳された計量値について、電源等リストへ登録した地点ごとの BG コードにより確認し記入。なお、部分買取により仕訳された計量値であっても、電源等リストに記載されていない地点（BG コード）については、当該実績分は評価されません。
⑧	自己託送地点	発電計画により仕訳された自己託送以外の計量値であることを、BG コードにより確認し記入

表 3-8 需要抑制シートの計量・仕訳区分に応じた計量値の記入方法

No.	計量・仕訳区分	留意点
①	部分供給（全量）	部分供給を受けている需要家は接続供給電力量の全量を記入
②	自己託送地点	自己託送需要以外（小売供給による需要）の接続供給電力量を記入

注1：計量値の取得について

容量提供事業者が託送契約(接続供給契約・発電量調整供給契約等)を締結していない場合、託送契約等を締結している事業者から計量値(発電実績・需要実績)の提供を受ける環境を整えていただく必要があります。

一般送配電事業者から各地点の計量値を取得できるのは、託送契約等を締結している事業者であり、容量提供事業者が託送契約等を締結していない場合、一般送配電事業者から計量値を取得することはできません。

注2：買取上限の設定について

FIT 制度において月単位での買取上限の設定を行う旨申請した上で、非バイオマス発電部分(FIT 買取上限の範囲外)について容量市場へ参加していただきます。

(電力・ガス基本政策小委員会 第30回制度検討作業部会)

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/030_04_03.pdf

注3：端数処理について

バイオマス(混焼)非FIT分…高圧・特高は小数点以下第1位四捨五入、低圧は小数点以下第3位四捨五入

3.3.2.2 発動実績の登録内容の入力

容量市場システムにて、発動実績に関する項目を登録し、発動実績算定諸元一覧をアップロードします。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「期待容量情報管理」リンクをクリックして、「期待容量情報一覧画面」へ進みます。検索したい期待容量情報の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックして、検索結果が「期待容量情報一覧」に表示されます。次に、「期待容量情報一覧画面」で期待容量を変更したい電源の「期待容量番号」リンクをクリックして、「期待容量情報詳細画面」へ進みます。

「期待容量情報詳細画面」で「変更」ボタンをクリックして、「期待容量情報変更申込画面」へ進みます。

「期待容量情報変更申込画面」にて、必要項目の入力および書類の追加を行います。期待容量の変更にあたっては「変更理由」欄に変更理由を記入してください(図

3-18 参照)。実効性テストによる発動実績と他の発動実績を提出する場合で「変更理由」の入力内容が異なります（表 3-9、表 3-10 参照）。

書類の追加については、「期待容量情報変更申込画面」の「添付ファイル（追加）」の「ファイル選択」ボタンをクリックして、発動実績算定諸元一覧（EXCEL ファイル）をアップロードします。

注：実効性テスト後の期待容量について

実効性テスト後の期待容量が容量確保契約容量以上の場合、容量確保契約容量は変更されず、期待容量のみが変更されます。また、実効性テスト後の期待容量が容量確保契約容量を下回る場合、容量確保契約容量および期待容量が変更されます。

なお、メインオークション時に登録していた期待容量と容量確保契約容量が異なる場合も、上記と同様に実効性テスト後の期待容量に変更されます。



図 3-18 「期待容量情報変更申込画面」の画面イメージ

表 3-9 「期待容量情報変更申込画面」での入力・選択項目一覧
 (実効性テストによる発動実績)

No.	項目	留意点
①	変更後期待容量 (kW)	実効性テストにより算出された期待容量(実効性テスト後) (kW) を入力 ※ 1,000kW 未満の場合も入力
②	実効性テスト・発動実績値登録	「完了」にチェック
③	変更理由	発動実績の種別、実効性テストの実施時期、発動年月日および開始時刻・終了時刻を記入 例) 実効性テストによる発動実績 (2022年夏季) 2022/08/01 (火) 12:00-15:00

表 3-10 「期待容量情報変更申込画面」での入力・選択項目一覧
 (他の発動実績)

No.	項目	留意点
①	変更後期待容量 (kW)	他の発動実績(実効性テストの実施年度に発動された電源 I' の実績、もしくは、一般送配電事業者からの発動指令の対応の実績)を参照し算出された電源等リスト全体の期待容量(送電端換算値) (kW) を入力 なお、発動実績を算定済みではない場合、『3.2.2 発動実績の算定』を参照し他の発動実績を算定してください ※1,000kW 未満の場合も入力
②	実効性テスト・発動実績値登録	「完了」にチェック
③	変更理由	発動実績の種別、他の発動実績の基になる発動指令の発動年月日および開始時刻・終了時刻を記入 例) 他の発動実績(電源 I' の実績) (2022年発動) 2022/08/16 (水) 12:00-15:00

3.3.2.3 発動実績の登録の仮申込

入力完了後、内容を確認し「確認」ボタンをクリックして、「期待容量情報変更申込確認画面」へ進みます。

「期待容量変更申込確認画面」にて、入力内容を再度確認します。申請内容に誤りがない場合は「実行」ボタンをクリックし、「完了画面」に進みます。申請内容を修正する場合は、「戻る」ボタンをクリックして、「期待容量変更申込画面」に戻ります。

注：申込の手続きについて

なお、この段階では仮申込の状態であり、登録の申込は完了していませんので注意してください。

3.3.2.4 発動実績の登録の申込完了

仮申込の状態から申込を完了させるためには、「ポータルトップ画面」から「審査」タブの「期待容量情報審査管理」をクリックし、「期待容量情報審査画面」へ進みます。

「期待容量情報審査画面」で検索したい期待容量情報の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックします。検索結果が「審査申込状況一覧」に表示されます。「申込ID」リンクをクリックして「期待容量申込情報画面」で内容を確認できます。「期待容量情報審査画面」でチェックボックスにチェックを入れ、「申込完了」ボタンをクリックします。申込が完了すると、その旨が、登録されたメールアドレスへ電子メールにて送付されます。

なお、当該申込の審査が始まる前に限り、申込の取下げが可能です。「審査申込状況一覧」にて「詳細」リンクをクリックして、「期待容量情報審査詳細画面」で「申込情報取下げ」ボタンをクリックすることで、申込が取下げられます。

3.3.3 発動実績に関する審査結果の確認（突合結果一致）

本項では、発動実績に関する審査結果の確認の手続きを説明します(図 3-19 参照)。
対象事業者が申告した発動実績値が本機関の発動実績の算定値と一致した場合、審査結果および期待容量の変更登録が完了した旨の通知が送付されます。

3.3.3.1 審査結果等の通知の受領（発動実績の登録申込）

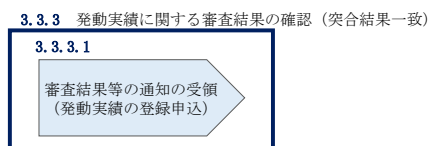


図 3-19 発動実績に関する審査結果の確認（突合結果一致）

3.3.3.1 審査結果等の通知の受領（発動実績の登録申込）

発動実績の審査完了後、審査結果を通知するため、3.3.2.4 発動実績の登録の申込完了で登録された期待容量の申込情報を本機関で変更します。（本機関による変更の際も、申込が完了すると、その旨が登録されたメールアドレスへ電子メールにて送付されます。）変更の際に「変更後期待容量」欄へ本機関にて評価した期待容量を入力し、提出された発動実績算定諸元一覧（EXCEL ファイル）と合わせて、本機関による発動実績の審査結果(CSV ファイル)を容量市場システムにアップロードしますので、期待容量の登録が完了した旨が登録されたメールアドレスへ電子メールにて送付されましたら、内容を確認してください。

注：期待容量の値に基づく対応について

容量確保契約書を締結済の発動指令電源は、期待容量が 1,000kW 未満である場合、市場退出（全量退出）となります。また、期待容量が 1,000kW を上回っているものの容量確保契約容量を下回っている場合、容量確保契約容量と期待容量の差分が市場退出（部分退出）となります。本機関より市場退出内容が通知された後、「容量市場業務マニュアル 実需給前に実施すべき業務（全般）編」（「実需給年度 2025 年度向け」マニュアルは別途公表予定）の第 2 章 2.6 と第 3 章を参照し、すみやかに手続きを行ってください。2024 年 4 月 10 日までに市場退出の手続きがされない場合、本機関により市場退出の手続きを行います。

容量確保契約書を締結していない発動指令電源について、期待容量が 1,000kW 未満であった場合、調達オークションへの参加や、差替先としての電源等差替ができません。

3.3.4 発動実績に関する審査結果の確認（突合結果不一致）

本項では、発動実績に関する審査結果の確認の手続きを説明します(図 3-20 参照)。対象事業者が申告した発動実績値が本機関の発動実績の算定値と一致しなかった場合、審査結果および期待容量の変更登録が否認された旨の通知が送付されます。

3.3.4.1 審査結果等の通知の受領（発動実績の登録申込）

3.3.4 発動実績に関する審査結果の確認(突合結果不一致)

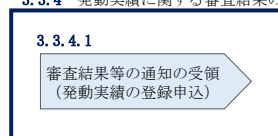


図 3-20 発動実績に関する審査結果の確認（突合結果不一致）

3.3.4.1 審査結果等の通知の受領（発動実績の登録申込）

発動実績の審査完了後、審査結果を通知するため、3.3.2.4 発動実績の登録の申込完了で登録された期待容量の申込情報を本機関で変更します。（本機関による変更の際も、申込が完了すると、その旨が登録されたメールアドレスへ電子メールにて送付されます。）変更の際に「変更後期待容量」欄へ本機関にて評価した期待容量を入力し、提出された発動実績算定諸元一覧（EXCEL ファイル）と合わせて、本機関による発動実績の審査結果(CSV ファイル)を容量市場システムにアップロードしますので、否認された旨の通知が登録されたメールアドレスへ電子メールにて送付されましたら、内容を確認してください。

なお、不一致の理由は「期待容量情報審査詳細画面」で確認できます。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「審査」タブから「期待容量審査情報管理」リンクをクリックして、「期待容量情報審査画面」へ進みます。

「期待容量情報審査画面」で、検索したい期待容量情報の条件を入力して、「検索」ボタンをクリックすると、検索結果が「審査申込状況一覧」に表示されます。

審査結果が不合格となっている期待容量情報の「詳細」リンクをクリックして「期待容量情報審査詳細画面」に進み、「審査内容一覧」の審査コメントを確認します。審査コメントを踏まえて、再度『3.3.2 発動実績の報告』の手続きを実施してください。

注：発動実績に関する報告内容の不備が解消されない場合の対応について

発動実績に関する報告内容の不備が解消されない場合、容量確保契約書を締結済の発動指令電源は市場退出（全量退出）となりますので、注意してください。市場退出の場合、本機関より市場退出内容が通知された後、「容量市場業務マニュアル 実需給前に実施すべき業務（全般）編」（「実需給年度 2025 年度向け」マニュアルは別途公表予定）の第2章 2.6 と第3章を参照し、手続きを行ってください。2024 年 4 月 10 日までに不備が解消されない場合、本機関により市場退出の手続きを行います。

ただし、2024 年 2 月に実効性テストを実施し、4 月 10 日までに不備が解消できない場合、本機関へその旨を申し出てください。

また、上記の場合、容量確保契約書を締結していない発動指令電源は、調達オークションの参加や、電源等差替ができません。

Appendix.1 様式一覧

様式 1	発電事業届出書
様式 2	電気工作物変更届出書
様式 3	自家用電気工作物使用開始届出書
様式 4	特定自家用電気工作物接続届出書
様式 5	接続検討回答書
様式 6	工事計画届出書
様式 7	発電量調整供給契約にもとづく受電地点明細表
様式 8	再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について（通知）
様式 9	電源等リスト
様式 10	発動実績算定諸元一覧

様式1 発電事業届出書

様式第31の17(第45条の19関係)

発電事業届出書

年 月 日

殿

住所

氏名(名称及び代表者の氏名) 印

次のとおり発電事業を営みたいので、電気事業法第27条の27第1項の規定により届け出ます。

										備考
主たる営業所				名称						
				所在地						
その他の営業所				名称						
				所在地						
	発電所の名称	設置の場所 (都道府県 市区町村を 記載すること。)	原動力の 種類	周波 数	出力	特定発 電用電 気工作 物の出 力	特定発 電用電 気工作 物の接 続最大 電力	供給 の相 手方	供給の 内容	
電用の電気工作物										
専ら自己の消費の用に供する発電用の電気工作物						/	/	/		
						/	/	/		
						/	/	/		
事業開始の予定年月日										
電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先										

- 備考 1 水力発電所の場合は、常時出力及び常時せん頭出力を備考欄に記載すること。
2 一般送配電事業者による一般送配電事業の用に供するための電気を発電し、当該電気を供給することを約している場合にあっては、その供給の相手方及びその

様式 2 電気工作物変更届出書

電気工作物変更届出書

年 月 日

殿

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

次のとおり電気工作物の変更をしたい（変更をした）ので、電気事業法第9条第1項（第9条第2項）の規定により届け出ます。

電気事業の用に供する電気工作物		変 更 前	変 更 後	備 考
発 電 電 気 工 作 物 の 物	設置の場所（都道府県市区町村を記載すること。）			
	原 動 力 の 種 類			
	周 波 数			
	出 力			
変 電 電 気 工 作 物 の 物	設置の場所（都道府県市区町村を記載すること。）			
	周 波 数			
	出 力			
送 電 用 の 電 気 工 作 物	設置の場所（都道府県市区町村を記載すること。）			
	電 気 方 式			
	設 置 の 方 法			
	回 線 数			
	周 波 数			
配 電 用 の 電 気 工 作 物	電 圧			
	電 気 方 式			
	周 波 数			
電 圧	電 圧			
	電 圧			

- 備考1 水力発電所の場合は、常時出力及び常時せん頭出力を備考欄に記載すること。
- 2 送電線路の回線数が設計回線数と異なる場合は、設計回線数を備考欄に記載すること。
- 3 送電線路の電圧が設計電圧と異なる場合は、設計電圧を備考欄に記載すること。
- 4 当該項目のない欄は、省略すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

様式3 自家用電気工作物使用開始届出書

様式第60

(別紙7)

自家用電気工作物使用開始届出書

番 号
令和 年 月 日

殿

(〒 -)

住 所

氏 名(名称及び代表者の氏名)

(法人番号:)

次のとおり自家用電気工作物の使用を開始したので、電気事業法第53条の規定により届け出ます。

電気工作物を設置する 事業場の名称及び所在地	事業場の名称 事業場の所在地(〒 -)
電 気 工 作 物 の 概 要	最大電力 kW 受電電圧 kV 非常用予備発電装置 電圧 V、出力 kW 供給変電所 } 変電所 から譲り受け(借り受け)
使 用 開 始 年 月 日	令和 年 月 日

- (備考)1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2. 代表者の押印は、省略可能。

様式 4 特定自家用電気工作物接続届出書

様式第 31 の 25 (第 45 条の 28 関係)

特定自家用電気工作物接続届出書

年 月 日

殿

住所

氏名 (名称及び代表者の氏名) 印

次のとおり特定自家用電気工作物と一般送配電事業者の電線路とを電気的に接続したので、電気事業法第 28 条の 3 第 1 項の規定により届け出ます。

発電所の名称	設置の場所(都道府県市区町村を記載すること。)	原動力の種類	周波数	出力	用途(常用・非常用の別)	逆潮流防止装置の有無	備考
電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先							

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式 5 接続検討回答書

接続検討回答書

(高圧版)

別添

様式 AP8-20181001

回答日

年 月 日

1. 申込者等の概要

申込者	
検討者	

2. 接続検討の申込内容

発電者の名称	
発電場所（住所）	
最大受電電力	
アクセス設備の運用開始希望日	

3. 接続検討結果

(1) 希望受電電力に対する連系可否

(a) 連系可否：可・否 （※但し、「(5) 申込者に必要な対策」が必要となります）

(b) (連系否の場合) 否とする理由：

(c) (連系否の場合) 代替案または代替案を示せない理由：

(d) (連系否の場合) 連系可能な最大受電電力：

(2) 系統連系工事の概要（工事費負担金工事以外も含めた全ての工事）

(a) 工事概要図

(b) 連系点・送電線ルートを選定理由：

(c) 工事の必要性和設備規模：

様式 6 工事計画届出書

(事業場番号)

工事計画届出書

年 月 日

殿

〒
住所

氏名 (名称及び代表者の氏名)

印

電気事業法第 48 条第 1 項の規定により別紙工事計画書のとおり工事の計画を届け出ます。

様式7 発電量調整供給契約にもとづく受電地点明細表

契約書番号:

No.	受電地点特定番号	発電者	受電地点明細表(高圧以上)			同時最大受電電力	下請送電 子一と六八 契約電力	下請送電子一と六八 契約電力	受電方式	送電所	受電電圧	計量電圧	送電線名称	送電線No.	P.T.位置	契約運用開始日	基準時刻日	その他特記事項
			受電場所	受電地点	契約 受電電力													

受電地点明細表(高圧以上)

受電地点特定番号	発電者	発電場所	受電地点	契約 受電電力	同時最大 受電電力

様式8 再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について（通知）

通知書様式 A (表面)	通知書様式 A (裏面)																
<p>経済産業省</p> <p>経済産業株式会社 代表取締役社長 経済 太郎 殿</p> <p>経済産業大臣 名</p> <p>再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について(通知)</p> <p>平成28年5月30日付けをもって申請があった上記の件については、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第6条第2項の規定に基づき、下記のとおり条件を付して再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定^①したので、通知します。</p> <p>1. 発電事業者情報</p> <table border="1"> <tr><td>発電事業者名</td><td>経済産業株式会社</td></tr> <tr><td>代表者氏名</td><td>経済 太郎</td></tr> <tr><td>住所</td><td>東京都千代田区霞ヶ間××</td></tr> </table> <p>2. 設備情報</p> <table border="1"> <tr><td>発電設備区分</td><td>A:太陽光発電設備(10kW以上)</td></tr> <tr><td>設備ID</td><td>A×××××××15</td></tr> <tr><td>設備名称</td><td>資源太陽光発電所1号</td></tr> <tr><td>設備の所在地</td><td>東京都千代田区霞ヶ間1-3-1(ほか30筆)</td></tr> <tr><td>発電出力</td><td>1,000kW</td></tr> </table> <p>3. 太陽電池製造事業者名 METIソーラー株式会社</p> <p>4. 太陽電池の種類 A1:単結晶のシリコンを用いた太陽電池</p> <p>5. 太陽電池の変換効率 15.8% (□真性変換効率 ■実効変換効率)</p> <p>6. 太陽電池の型式番号 MET1100</p> <p>※上記の太陽電池型式番号の施、3つの型式番号を認定</p>	発電事業者名	経済産業株式会社	代表者氏名	経済 太郎	住所	東京都千代田区霞ヶ間××	発電設備区分	A:太陽光発電設備(10kW以上)	設備ID	A×××××××15	設備名称	資源太陽光発電所1号	設備の所在地	東京都千代田区霞ヶ間1-3-1(ほか30筆)	発電出力	1,000kW	<p>3. 条件</p> <p>平成28年6月1日の翌日から起算して270日後の日(以下、「期限」という。)までに、①土地の取得・賃借等により認定に係る場所が確保されていること、及び、②認定に係る仕様での設備の架設が行われていること、又は、③再生可能エネルギー電気の供給を開始していること、を証する書類(以下、「証拠書類」という。)を、別紙1の申立書とともに、認定を受けた各経済産業局へ提出すること(必着)。</p> <p>期限内に証拠書類が提出されない場合、又は期限内に証拠書類が提出された場合でも、審査の結果、証拠書類が上記①及び②、又は③の事実を証するに足りると認められない場合には、本認定は、期限の翌日以降将来にわたり失効します。</p> <p>また、期限内に証拠書類が提出された場合には、審査が行われている期間中(当該書類の提出から、受理印付き申立書の写し又は失効通知書が到達するまで)は、期限が延長されたものとみなします。ただし、当該期間中の証拠書類の追加提出は認めません。</p> <p>証拠書類の審査に要する標準処理期間は30日間とします。</p> <p>なお、期限が270日後の日の場合であって、電力会社による接続契約の申込みの受領から接続契約締結までの期間(以下「接続契約に要する期間」という。)が、180日を超えた事実がある場合は、期限を、認定日の翌日から起算して360日後の日まで延長することとし、また、この延長が行われた場合において、接続契約に要する期間が270日を超えた事実がある場合は、期限を、認定日の翌日から起算して450日後の日まで延長します。この期限の延長を申し出る場合には、期限までに、別紙2の電力会社による証明書を、別紙1の申立書とともに、認定を受けた各経済産業局へ提出すること(必着)。</p> <p>※ このほか、行政機関の休日に関する法律(昭和35年法律第91号)第1条に規定する休日の場合には、暫行日とします。</p> <p>4. 備考</p> <p>⑦ 本認定に係る申請の到達日は平成28年4月1日であったため、当該日付時点の運用基準により審査しました。</p> <p>⑧ 法第6条第1項の経済産業大臣の認定、又は、平成24年経済産業省告示第139号に規定する法第6条第4項に規定する経済産業大臣の認定への該当の有無: <input checked="" type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</p> <p>⑨ 運転開始後1か月以内に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則様式第7の再生可能エネルギー発電設備設置・運転費用年報を提出してください。なお、本設備については、以下のID、パスワードを用いた電子報告が原則となりますので、専用ページ(http://www.fit.go.jp/)からログインの上、提出をお願いします。</p> <p>⑩ ログインID: 12345678 パスワード: ABCDEFG</p> <p>⑪ 「地方税法第七十二条の四に規定する国及び法人」の該当の有無: <input type="checkbox"/>有 <input checked="" type="checkbox"/>無</p> <p><教示> この処分について不服がある場合には、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により経済産業大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると、処分の審査請求をすることができなくなります。</p> <p>この処分についての取消しの訴えは、行政事件訴訟法(昭和37年法律第109号)の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国(代表者法務大臣)を被告として提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p>
発電事業者名	経済産業株式会社																
代表者氏名	経済 太郎																
住所	東京都千代田区霞ヶ間××																
発電設備区分	A:太陽光発電設備(10kW以上)																
設備ID	A×××××××15																
設備名称	資源太陽光発電所1号																
設備の所在地	東京都千代田区霞ヶ間1-3-1(ほか30筆)																
発電出力	1,000kW																

様式8 再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について（通知）

通知書様式B（表面）

平成28年6月1日

経済産業株式会社
経済 太郎 殿

① 一般社団法人 太陽光発電協会
JPEA代行申請センター

再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について（通知）

平成28年4月1日付けをもって代行申請依頼があった上記の件について、経済産業大臣に対して代行申請を行ったところ、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第6条第2項の規定に基づき、下記のとおり再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定がなされましたので、通知します。

② 記

1. 認定手続きに係る事項

③ 担当経済産業局	関東経済産業局
認定日	平成28年6月1日
④ 手続番号	関東第100号

2. 発電事業者情報

④ 発電事業者名	経済産業株式会社
代表者氏名	経済 太郎
住所	東京都千代田区霞ヶ関××

3. 設備情報

⑤ 発電設備区分	S：太陽光発電設備のみ
設備ID	S×××××××C15
設備名称	資源太陽光発電所1号
⑤ 設備の所在地	東京都千代田区霞ヶ関××
⑤ 配線方法	余剰配線
設備 発電出力	8.0kW
仕様 太陽電池製造事業者名	METソーラー株式会社
⑥ 太陽電池の種類	A1：単結晶のシリコンを用いた太陽電池

通知書様式B（裏面）

太陽電池の変換効率	15.8%	（ <input type="checkbox"/> 真性変換効率 <input checked="" type="checkbox"/> 実効変換効率）
太陽電池の型式番号	MET1100	

⑦ ※上記の太陽電池型式番号の他、3つの型式番号を認定

4. 備考

⑧ (1) 本認定に係る申請の到達日は平成28年4月1日であったため、当該日付時点の運用基準により審査されました。

⑨ (2) 法第9条第1項の経済産業大臣の認定、又は、平成24年経済産業省告示第139号に規定する法第6条第4項に規定する経済産業大臣の要員の認定への該当の有無：有 無

(3) 運転開始後1か月以内に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則様式第7の再生可能エネルギー発電設備設置・運転費用年報を提出してください。

(4) 「地方税法第七十二条の四に規定する国及び法人」の該当の有無：有 無

様式 10 発動実績算定諸元一覧
発動実績シート

様式10 発動実績算定諸元一覧

⇒入力頂くセルとなります。

項目	入力欄
容量を提供する電源等の区分	発動指令電源
事業者名	
事業者コード	
電源等リストの名称	
エリア名	
(リスト単位の) 系統コード	
発動開始日時	
期待容量[kW]	

自動算定欄						自動算定欄						自動算定欄						実効性テスト時のみ有効		
コマごとの達成率						コマごとの未達成率						コマごとのリクワイアメント未達成量[kWh]						リクワイアメント未達成量[kWh]	実効性テスト未達成量[kW]	期待容量 (実効性テスト後) [kW]
1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目	1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目	1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!

自動算定欄						自動算定欄						自動算定欄					
発動実績 (合計) [kWh]						発動実績 (電源) [kWh]						発動実績 (需要抑制) [kWh]					
1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目	1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目	1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

注意事項 ※1電源等リストにつき、発動実績が複数のファイルに跨る場合は、1ファイル目の発動実績シートのみ2ファイル目以降の実績を以下の欄に手入力願います。

(2ファイル目) ・ kWh値を入力

発動実績 (電源)						発動実績 (需要抑制)					
1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目	1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目

(3ファイル目) ・ kWh値を入力

発動実績 (電源)						発動実績 (需要抑制)					
1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目	1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目

(4ファイル目) ・ kWh値を入力

発動実績 (電源)						発動実績 (需要抑制)					
1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目	1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目

(5ファイル目) ・ kWh値を入力

発動実績 (電源)						発動実績 (需要抑制)					
1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目	1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目

(6ファイル目) ・ kWh値を入力

発動実績 (電源)						発動実績 (需要抑制)					
1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目	1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目

(7ファイル目) ・ kWh値を入力

発動実績 (電源)						発動実績 (需要抑制)					
1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目	1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目

(8ファイル目) ・ kWh値を入力

発動実績 (電源)						発動実績 (需要抑制)					
1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目	1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目

(9ファイル目) ・ kWh値を入力

発動実績 (電源)						発動実績 (需要抑制)					
1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目	1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目

(10ファイル目)※ ・ kWh値を入力

発動実績 (電源)						発動実績 (需要抑制)					
1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目	1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目

※10ファイル目以降の発動実績がある場合は、10ファイル目以降の合算値を入力

Appendix. 2 図表一覧

図 1-1 実効性テストの手続きの全体像とスケジュール	5
図 1-2 実効性テストに係る手続き	6
図 1-3 本業務マニュアルの構成（第 1 章除く）	8
図 2-1 第 2 章の構成	9
図 2-2 電源等リストの登録手続きの詳細構成	10
図 2-3 電源等リストの提出依頼の確認	10
図 2-4 電源等リストの登録申込	11
図 2-5 「電源等情報変更申込画面」の画面イメージ	26
図 2-6 電源等リストの審査結果の確認（合格）	27
図 2-7 電源等リストの審査結果の確認（不合格）	29
図 2-2-8 電源等リストの変更手続きの詳細構成	31
図 2-9 電源等リストの変更申込	33
図 2-10 電源等リストの審査結果の確認（合格）	34
図 2-11 電源等リストの審査結果の確認（不合格）	35
図 3-1 第 3 章の構成	36
図 3-2 実効性テスト前手続きの詳細構成	37
図 3-3 実効性テスト実施時期の調整開始依頼の確認	37
図 3-4 実効性テスト実施時期の調整依頼	38
図 3-5 実効性テスト実施時期の通知の確認	38
図 3-6 実効性テスト実施時期の登録	39
図 3-7 「電源等情報変更申込画面」の画面イメージ	40
図 3-8 実効性テストの実施の詳細構成	42
図 3-9 実効性テストの実施指令への対応	42
図 3-10 発動実績の算定	43
図 3-11 平日のベースライン設定における除外日のイメージ図	46
図 3-12 再テスト実施有無の検討	48
図 3-13 「電源等情報変更申込画面」の画面イメージ	50

The screenshot displays a web-based application interface for managing power source information. It includes several sections:

- 実効性テスト以外の発動実績の利用希望** (Use of activation results other than effectiveness test): A radio button selection for '有' (Yes) and '無' (No).
- 実効性テスト実施時期** (Effectiveness test implementation period): A dropdown menu with '1: 夏季' (Summer) selected.
- 再テスト希望** (Retest request): Two radio button selections for '有' (Yes) and '無' (No) for '夏季' (Summer) and '冬季' (Winter).
- 登録済電源等リスト一覧** (Registered power source list): A table with columns for '削除' (Delete), 'No.', and '電源等リスト名' (Power source list name). One entry is visible: '電源等リスト1.xlsx'.
- 変更理由** (Change reason): A text input field with a note: '全角または半角文字で入力してください。変更理由XXXX'.

A '確認' (Confirm) button is located at the bottom right. The footer contains the text: 'Copyright ©OCTO. All Rights Reserved.'

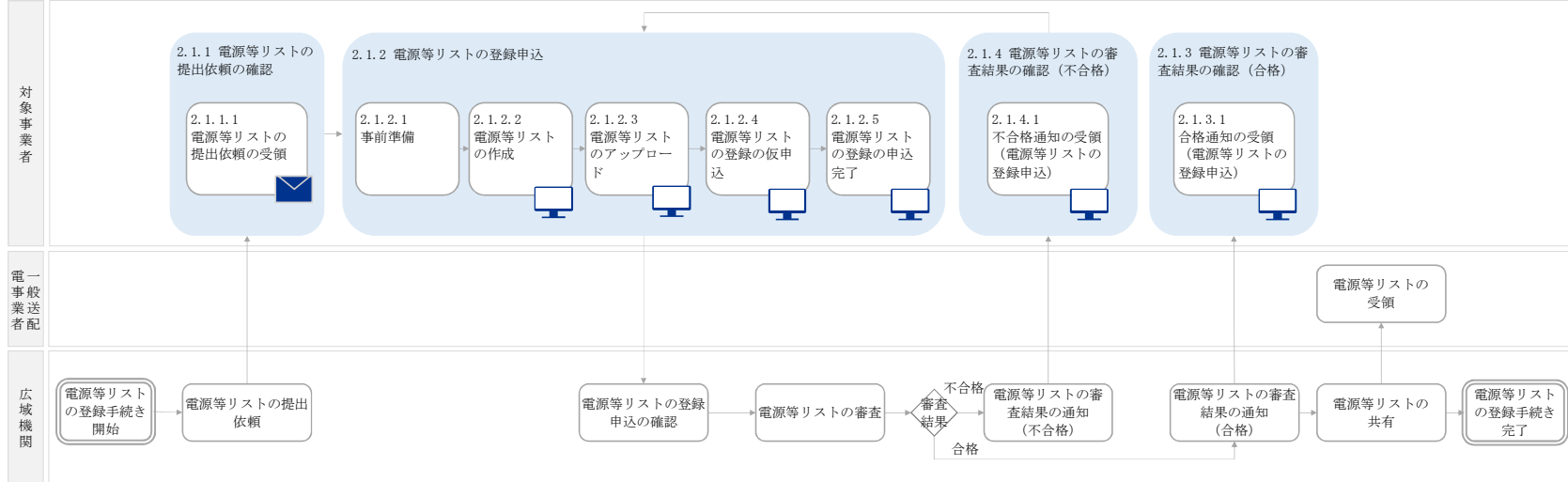
図 3-14 「電源等情報変更申込画面」の画面イメージ	52
図 3-15 実効性テスト後手続きの詳細構成	53
図 3-16 発動実績の報告依頼の確認	53
図 3-17 発動実績の報告	54
図 3-18 「期待容量情報変更申込画面」の画面イメージ	63
図 3-19 発動実績に関する審査結果の確認（突合結果一致）	66
図 3-20 発動実績に関する審査結果の確認（突合結果不一致）	67
表 2-1 発動指令電源（電源）に係る提出書類一覧	13
表 2-2 発動指令電源（需要抑制）に係る提出書類一覧	14
表 2-3 電源等リストの記載項目一覧（共通）	16
表 2-4 電源等リストの記載項目一覧（電源）	17
表 2-5 電源等リストの記載項目一覧（需要抑制）	21
表 2-6 電源種別の区分と発電方式の区分に係る注意事項	22
表 2-7 計量・仕訳区分	23
表 2-8 電源等リスト提出時の「電源等情報変更申込画面」での入力項目	26
表 3-1 実効性テスト実施時期の登録時の「電源等情報変更申込画面」での入力項目	40
表 3-2 再テスト希望登録時の「電源等情報変更申込画面」での入力項目	50
表 3-3 再テスト希望登録時の「電源等情報変更申込画面」での入力項目	52
表 3-4 発動実績算定諸元一覧の記載項目（発動実績シート）	56
表 3-5 発動実績算定諸元一覧の記載項目（電源シート）	58

表 3-6 発動実績算定諸元一覧の記載項目（需要抑制シート）	58
表 3-7 電源シートの計量・仕訳区分に応じた計量値の記入方法.....	59
表 3-8 需要抑制シートの計量・仕訳区分に応じた計量値の記入方法	60
表 3-9 「期待容量情報変更申込画面」での入力・選択項目一覧（実効性テストによる 発動実績）	64
表 3-10 「期待容量情報変更申込画面」での入力・選択項目一覧（他の発動実績） .	64

Appendix.3 業務手順全体図

第2章：電源等リスト登録

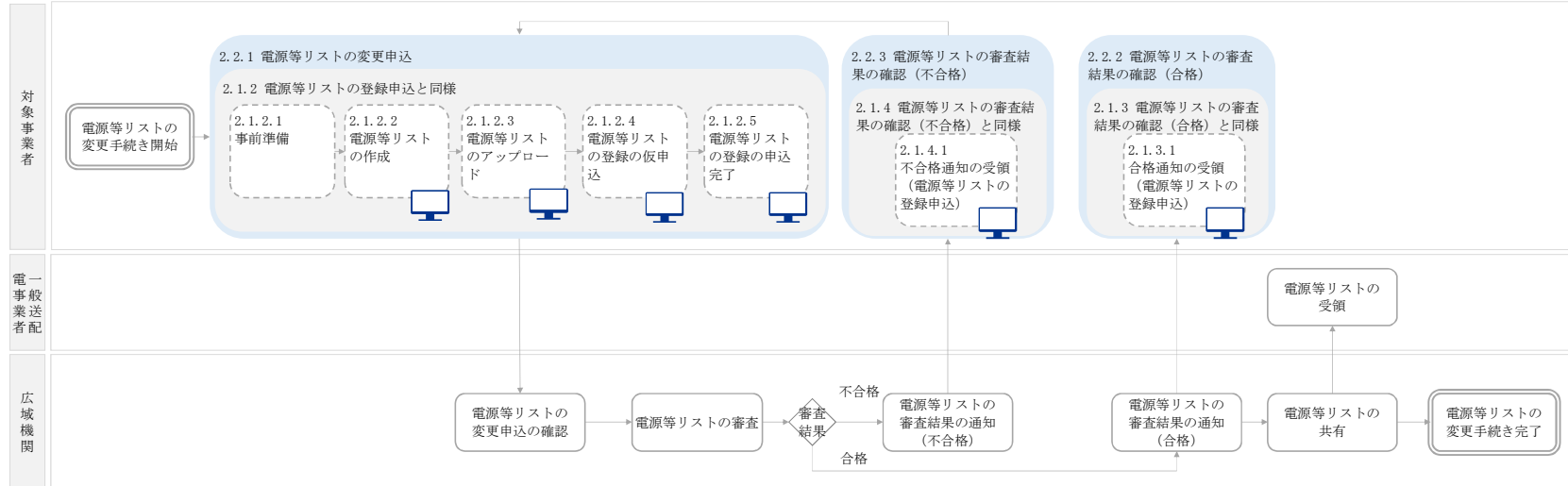
2.1 電源等リストの登録手続き





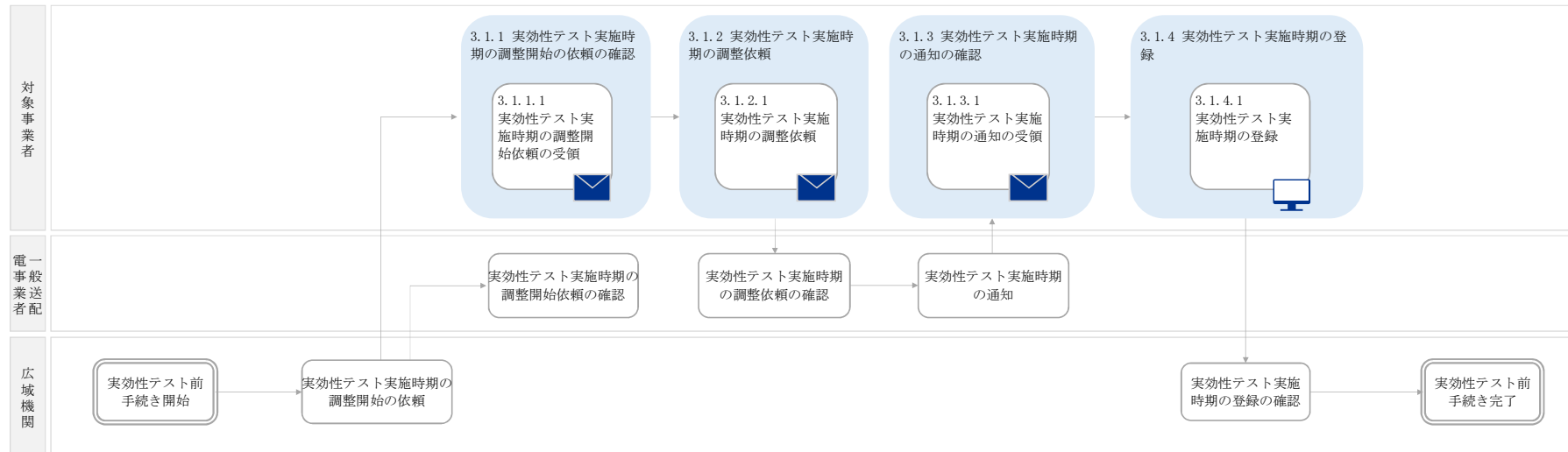
第2章：電源等リスト変更

2.2 電源等リストの変更手続き



第3章：実効性テスト

3.1 実効性テスト前手続き



第3章：実効性テスト

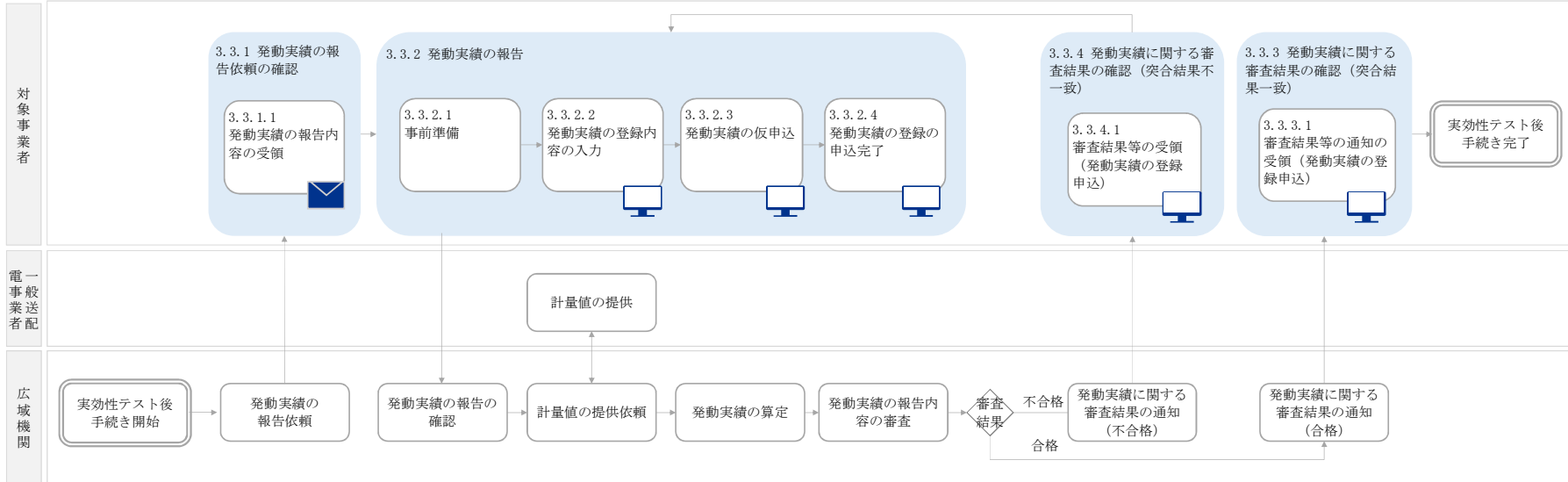
3.2 実効性テストの実施





第3章：実効性テスト

3.3 実効性テスト後手続き



様式 10 発動実績算定諸元一覧
発動実績シート

様式10 発動実績算定諸元一覧

⇒入力頂くセルとなります。

項目	入力欄
容量を提供する電源等の区分	発動指令電源
事業者名	
事業者コード	
電源等リストの名称	
エリア名	
(リスト単位の) 系統コード	
発動開始日時	
期待容量[kW]	

自動算定欄						自動算定欄						自動算定欄						実効性テスト時のみ有効		
コマごとの達成率						コマごとの未達成率						コマごとのリクワイアメント未達成量[kWh]						リクワイアメント未達成量[kWh]	実効性テスト未達成量[kW]	期待容量(実効性テスト後)[kW]
1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目	1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目	1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目			
#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!

自動算定欄						自動算定欄						自動算定欄					
発動実績(合計)[kWh]						発動実績(電源)[kWh]						発動実績(需要抑制)[kWh]					
1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目	1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目	1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

注意事項 ※1電源等リストにつき、発動実績が複数のファイルに跨る場合は、1ファイル目の発動実績シートのみ2ファイル目以降の実績を以下の欄に手入力願います。

(2ファイル目) ・ kWh値を入力

発動実績(電源)						発動実績(需要抑制)					
1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目	1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目

(3ファイル目) ・ kWh値を入力

発動実績(電源)						発動実績(需要抑制)					
1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目	1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目

(4ファイル目) ・ kWh値を入力

発動実績(電源)						発動実績(需要抑制)					
1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目	1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目

(5ファイル目) ・ kWh値を入力

発動実績(電源)						発動実績(需要抑制)					
1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目	1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目

(6ファイル目) ・ kWh値を入力

発動実績(電源)						発動実績(需要抑制)					
1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目	1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目

(7ファイル目) ・ kWh値を入力

発動実績(電源)						発動実績(需要抑制)					
1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目	1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目

(8ファイル目) ・ kWh値を入力

発動実績(電源)						発動実績(需要抑制)					
1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目	1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目

(9ファイル目) ・ kWh値を入力

発動実績(電源)						発動実績(需要抑制)					
1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目	1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目

(10ファイル目)※ ・ kWh値を入力

発動実績(電源)						発動実績(需要抑制)					
1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目	1コマ目	2コマ目	3コマ目	4コマ目	5コマ目	6コマ目

※10ファイル目以降の発動実績がある場合は、10ファイル目以降の合計値を入力

「容量市場業務マニュアル 実効性テスト編（対象実需給年度：2025年度）」に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答

No.	頁	ご意見	回答
1	7	プロファイリング計量値 同計量値の算定まで一定の時間を要するため、実効性テストの再テスト判断に影響する場合は想定されるが、何等か実効性テストの実績を把握する上での代替策があればお示し頂きたい。	容量市場としては、容量提供事業者の実効性テストの再テスト申込み時の条件として、初回テストの実績確認を必須条件としてはおりません。 容量提供事業者が再テスト要否判断を1週間以内に行うことが難しい場合は、再テスト要否判断前に再テストを申込した後、不要と判断した場合は再テスト実施前にすみやかに属地一般送配電事業者に連絡することでキャンセル可能としています。
2	14	【要望】『提出書類の準備(需要抑制)』について 電源等リストと合わせて提出する「需要家との合意書」について、以下のような形で、発動指令電源対象地点が増加しても市場参加者の業務負担が増えないような配慮をいただけると幸いです。 (例1) DR約款や当該仕様書といった、「容量市場への参加合意」の旨を明記した書類と、当該書類を締結した対象需要家一覧データを併せて提出する。 (例2) 「容量市場への参加合意」を明記したwebなどによる参加申込画面と、左記手続きで申込された対象需要家一覧データを併せて提出する。	本機関において、需要家との合意が得られていることが確認できる方法であれば問題ありませんが、個別に判断させていただきます。
3	14	P14 「<提出書類の準備(需要抑制)>」につきまして、 提出書類の1つである「需要家との合意書」については、「需要家との合意が認められる証跡等」と範疇を広くいただく方向について、ご検討いただけませんでしょうか。 具体例としては、DRサービス約款等に、「容量市場へ参加することに合意したものとす」等を明記し、当該約款と、CISから出力した対象需要家情報一覧のExcelデータを併せて提出することで代替証憑と認める等、より簡易な方法もお認めいただきたく存じます。 容量提供事業者の業務負荷軽減のためにも、是非ご検討のほどお願いいたします。	本機関において、需要家との合意が得られていることが確認できる方法であれば問題ありませんが、個別に判断させていただきます。
4	14	【要望】『提出書類の準備(需要抑制)』について 「需要家との合意書」は、(1)例えばDR約款や当該仕様書において、「容量市場への参加合意」の旨を明記した上で、当該約款・仕様書および社内管理サーバから出力した対象需要家一覧データを併せて提出すること、(2)webによる参加申込画面で「容量市場への参加合意」を明記し、当該申込画面およびこれを介して申込された対象需要家一覧データの出力データにより代替可能とする等、市場参加者の業務負荷軽減にもご配慮いただければ、と考えております。 なお、電源等リスト申込とは異なる事象となりますが、小規模変動電源リスト(変動電源アグリ)についても、同様の考え方を適用いただければ幸甚に存じます。	本機関において、需要家との合意が得られていることが確認できる方法であれば問題ありませんが、個別に判断させていただきます。 小規模電源リストについても個別にお問い合わせ下さい。
5	29	電源等リストの審査 地点重複のチェックについて、実施するタイミングと頻度を見直してほしい。異なる電源区分間での重複チェックも同様に実施してほしい。	ご要望として、今後の検討の参考とさせていただきます。
6	30	Eビデンスの提出 電子媒体の郵送と共に、メールやファイルアップロードシステム等での提出も認めて頂きたい。	弊機関の情報管理の都合上から、CD-R等の電磁的記録媒体に保存し郵送いただきますようお願いいたします。
7	32	実効性テスト期間中の電源等リスト変更 重複有無の付け合わせ頻度を高めることで地点変更不可の期間を短縮してほしい。実需給期間中の変更申込は毎月10日が締切となっており、実効性テスト断面でも実務面での対応は可能と思料。また、電源等リストの不備対応は10営業日以内とされており、実効性テスト期間中の変更についての対象事業者による確認も同期間内に行うこととする点には、一定の妥当性がある。	ご要望として、今後の検討の参考とさせていただきます。
8	14	「容量市場マニュアル実効性テスト編に関する意見募集補足説明資料」p14に、「実効性テストを予定している容量提供事業者が経済DRを実施した場合、容量提供事業者からの申し出があった場合はその申し出内容を証憑等で確認の上、実効性テストにおけるベースライン算定で、当該の経済DR実施日を除外する等の対応を行うこととする。」と記載がございますが、実効性テストを予定している容量提供事業者以外が経済DRを行った場合でも、BL算定の除外対象となるのでしょうか。除外対象となるのであれば、経済DRを行った他事業者へ確認・証憑受領に時間を要する可能性があるため、広域機関への申出期日5日以内を緩和することはできないでしょうか。	お問い合わせのケースは容量提供事業者がアグリゲータの場合であって、発動指令でDRを発動する事業者が実効性テストの実施者でない場合として回答します。 容量提供事業者以外の需要家等が経済DRを行った場合でも、電力需給逼迫注意報もしくは警報の発令期間中であるという条件に該当していれば、ベースライン算定の除外対象となる場合はございます。その場合でも弊機関へのお申出は実効性テスト実施日の5日以内に実施いただき、証憑書類等の提出に時間を要する場合は個別にご相談ください。

No.	頁	ご意見	回答
9	36	注3：実効性テストで発生した電力量（kWh）の扱いについて アグリゲーターは、実効性テストによって発生した電力量を適切に市場等へ提供するために、各地点に電力を供給している小売電気事業者に対して、発動指令後速やかに特定卸供給を実施するための計画修正を依頼する（そのための事前相談を行う）のですが、小売電気事業者によっては、当該制度に対する理解が浅く、対応を求めても応じられない（体制がない）または応じないと言われることがございます。アグリゲーターによる相対交渉だけでは、適切な市場等へのkWh提供が難しい場合があるため、小売電気事業者への協力を得られるような情報発信等を、広域機関から実施することはできないか、ご配慮いただけると幸いです。	弊機関ホームページ内の「容量市場かいせつスペシャルサイト」に掲載している資料や「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン」等を利用して小売電気事業者側との交渉にご活用下さい。 （参考資料）エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/advanced_systems/vpp_dr/files/20171129001-1.pdf
10	43	実効性テストの実施は、完全ランダムとするのではなく供給予備率を考慮するといった条件を設定できないでしょうか。 調整力公募などは、天気や予備率などを考慮しながらある程度の準備ができるものの、実効性テストではそれができない状況です。発動指令を受信後に特定卸供給を実施するには、速やかに計画提出等の作業が必要となるため、当該対応を実施する体制を期間中常に維持し続ける必要があります（当社は、早朝の発動指令にも対応できるよう、毎日早朝に人員を配置している状況です）。当該体制の維持には、いつ何時起こるかわからない状況下で常に待機しておくよりも、ある程度発動の可能性を考慮できるほうが望ましく、実需給時の発動指令条件と一致または類似する条件の場合に実効性テストを行うといった条件設定をいただけると幸いです。	実効性テストの目的は、実需給期間中に発動指令が発出された場合の実効性を確認することです。 実需給期間において、天気や予備率では予測できない突発的な電源脱落により需給ひっ迫となる可能性がございます。そのような事態においても発動指令電源として供給力を供出していただく必要がございますので、体制維持に努めていただきたく存じます。
11	44	当日調整の時間帯について、「DR 実施時間の5 時間前から2 時間前までの6 コマ」でよろしいでしょうか。補足説明資料に「4時間前から1時間前」との記載があったため念のための確認です。	ご指摘ありがとうございます。補足説明資料を修正いたします。
12	45	注4 電力需給ひっ迫等を踏まえたベースライン算定の取り扱い 節電プログラム参加地点に対する取扱いも同様でよいか。それ以外の場合、別途原則をお示し頂きたい。	節電プログラムの参加に関わらず、マニュアルに記載の通り、電力需給ひっ迫警報もしくは注意報が発令期間中に、当該エリアにおいて経済 DR が実施された場合、容量提供事業者からの申し出に基づき、実効性テストにおけるベースライン算定において、経済 DR 実施日を除外する等の対応を行います。
13	45	「注4 > 1. 経済 DR 実施日の取扱い」について、経済 DR 普及の観点から、「容量提供事業者からの DR 指令が結果的に電力需給ひっ迫警報もしくは注意報の発令期間中ではなかった場合」でも、実効性テストのベースライン算定における除外日としていただけないでしょうか。	発動指令への応動については、経済DRの実施時においてもご対応いただく必要がありますが、全国大で省エネ・節電の取り組みを積極的に進めていくこととされている現状に鑑み、電力需給ひっ迫注意報もしくは警報の発令期間中において、発令されたエリア内において実効性テストを予定している容量提供事業者が経済DRを実施した場合、容量提供事業者からの申し出があった場合はその申し出内容を証拠等で確認の上、実効性テストにおけるベースライン算定で、当該の経済DR実施日を除外する等の対応を行うこととしております。 頂いたご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。
14	45	「注4 > 1. 経済 DR 実施日の取扱い」について、以下の場合は実効性テストのベースライン算定における除外日に該当しますでしょうか。 ・容量提供事業者と需要家との間で、特定の期間（電力需給ひっ迫警報もしくは注意報の発令期間中とは限らない）における需要抑制に対し需要家にインセンティブが発生する内容の契約を締結している。 かつ ・需要家が自らの判断で DR を実施したタイミングが、電力需給ひっ迫警報もしくは注意報の発令期間と合致している。（容量提供事業者からの DR 指令は無し）	発動指令への応動については、経済DRの実施時においてもご対応いただく必要がありますが、全国大で省エネ・節電の取り組みを積極的に進めていくこととされている現状に鑑み、電力需給ひっ迫注意報もしくは警報の発令期間中において、発令されたエリア内において実効性テストを予定している容量提供事業者が経済DRを実施した場合、容量提供事業者からの申し出があった場合はその申し出内容を証拠等で確認の上、実効性テストにおけるベースライン算定で、当該の経済DR実施日を除外する等の対応を行うこととしております。 頂いたご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。

No.	頁	ご意見	回答
15	45	<p>実効性テストのベースライン算定における経済DR実施日の除外について、「電力需給ひっ迫警報もしくは注意報が発令期間中」との条件がございますが、昨今の厳しい電力需給状況を踏まえ、省エネ・節電の取り組みを積極的に進めていくためには、「電力需給ひっ迫警報もしくは注意報が発令期間中」以外であっても経済DRを実施することが期待されるため、「電力需給ひっ迫警報もしくは注意報が発令期間中」の条件は不要ではないでしょうか。</p> <p>また、同日中に経済DRと実効性テストが発動された場合のベースラインについては、「High 4 of 5（当日調整あり）」以外で算定することも可能としていただけないでしょうか。</p> <p>（例）経済DR：12～15時 実効性テスト：17～20時 の場合、実効性テストのベースライン算定における当日調整時間帯が経済DRの実施時間帯にあたり High 4 of 5（当日調整あり）では適切なベースラインが算定できない。</p> <p>代替案：①「High 4 of 5（当日調整なし）」 ②「High 4 of 5（当日調整あり）」ただし、同日中に複数回のDR発動があった場合、2回目以降の当日調整時間は1回目の当日調整時間を適用する。</p>	<p>発動指令への応動については、経済DRの実施時においてもご対応いただく必要がありますが、全国大で省エネ・節電の取り組みを積極的に進めていくこととされている現状に鑑み、電力需給ひっ迫注意報もしくは警報の発令期間中において、発令されたエリア内において実効性テストを予定している容量提供事業者が経済DRを実施した場合、容量提供事業者からの申し出があった場合はその申し出内容を証憑等で確認の上、実効性テストにおけるベースライン算定で、当該の経済DR実施日を除外する等の対応を行うこととしております。</p> <p>頂いたご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
16	45	<p>経済DRのうち、ベースライン算定対象を「電力需給ひっ迫注意報もしくは警報の発令期間中」に限ることは、実効性テストが実施されるまでの間、実効力を担保すべくベースラインを引き下げることが回避する必要があるため、経済DR実施をやむを得ず控えなければならない。このような取り扱いが経済DRの発動や今後のDR発展を阻害するもの（※詳細は下記のとおり）であり、「電力需給ひっ迫注意報もしくは警報の発令期間中」以外の経済DRについても、ベースライン算定対象から除外していただきたい。</p> <p><経済DRの発動に関する詳細> 経済DRは引いてはエリア需給の安定に資するものであり、省エネや節電の取組みとして評価され、幅広く促進されるべきものである。ベースラインの算定対象の考え方によって経済DRの発動が抑制されることにより、エリアの需給ひっ迫を招く方向となることは、需給ひっ迫対策に逆行するのではないかと。</p> <p><今後のDR発展に関する詳細> 【お客さまの受容性】 お客さまは、小売事業者のBG需給改善がエリア需給安定に繋がるとも意識して経済DRの取組みを加速していただいている。実効性テストの未達リスクが発生する状況では経済DRの発動は出来ず、折角のお客さまの需給改善へのご協力意思にお応えできないこととなり、今後のDRの発展に悪影響を及ぼすものとする。</p> <p>また、「電力需給ひっ迫注意報もしくは警報の発令期間中」という条件が付されることによって、ベースラインの算定が複雑となってしまうため、お客さまのご理解が得られないことが懸念される。</p> <p>【改正省エネ法】 改正省エネ法の関連審議会（省エネルギー小委員会・工場等判断基準ワーキンググループ）では、省エネ・節電の取組みの推進の観点からDRを促進するために、経済DR、電源1'、需給調整市場等、お客さま（需要家）のあらゆるDRの取組みを評価対象とする方針が示されている。このようなDRの取組みを幅広く評価しようとする方向性と、今回の経済DRの発動抑制を引き起こすベースラインの算定対象の扱いについて整合性が取れておらず、お客さまの積極的なDRの取組みを阻害することになりかねない。</p> <p>【ERABガイドライン】 ERABガイドラインには、DR実施日がベースラインの算定対象から除外となっており、本件のマニュアルの「電力需給ひっ迫注意報もしくは警報の発令期間中」に限った経済DRだけを対象から除外するといった考え方は読み取ることが出来ない。本ガイドラインのDR促進という趣旨と違っているのではないかと。</p>	<p>発動指令への応動については、経済DRの実施時においてもご対応いただく必要がありますが、全国大で省エネ・節電の取り組みを積極的に進めていくこととされている現状に鑑み、電力需給ひっ迫注意報もしくは警報の発令期間中において、発令されたエリア内において実効性テストを予定している容量提供事業者が経済DRを実施した場合、容量提供事業者からの申し出があった場合はその申し出内容を証憑等で確認の上、実効性テストにおけるベースライン算定で、当該の経済DR実施日を除外する等の対応を行うこととしております。</p> <p>頂いたご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
17	54	注3 文末が見切れていると思われ修正いただきたい	ご指摘ありがとうございます。修正いたします。
18	54	「注3：実需給年度中の…」について、文章に脱字があると思われ。	ご指摘ありがとうございます。修正いたします。
19	54	注3：文章が途中で切れてしまっているため修正いただきたい。	ご指摘ありがとうございます。修正いたします。

No.	頁	ご意見	回答
20	56	(補足説明資料) 代替報告 1回3時間未満の電源 I' 発動が複数回あり、延べ時間が合計3時間以上となる場合にその実績の平均値を代替報告の対象とお認め頂きたい。	<p>実効性テストの目的は、実需給期間中に発動指令が発出された場合の実効性を確認するものです。</p> <p>発動指令は、容量確保契約容量以上の供給力を1回の発動につき3時間継続して提供することがリクワイアメントで定められており、実効性テストでも3時間継続して供給力を提供して頂くこととしています。</p> <p>1回3時間未満の電源 I' 発動が複数回あり、延べ時間が合計3時間以上となる場合におけるその実績の平均値では、実需給期間中に発動指令が発出された場合の実効性を十分に確認できないと考え、代替報告の対象から除いております。</p>
21	56-60	表番号がp84の一覧表と相違しているため修正いただきたい。	ご指摘ありがとうございます。修正いたします。
22	79	(補足説明資料) 同一地点において需要抑制と電源がある場合、異なる電源等リストに需要抑制、電源それぞれを別々に登録することは可能か。	<p>(同一地点において、) 供給地点特定番号・受電地点特定番号があり、それぞれ個別の計量値を一般送配電事業者から取得できる場合、需要抑制として1つのリソース、電源(逆潮流)として1つのリソースとなりますので可能です。</p> <p>需要抑制分は、供給地点特定番号に基づく計量値に基づき、High 4 of 5でベースラインを設定し、その抑制量が容量市場における発動指令実績として評価されます。また、電源(逆潮流)分は、受電地点特定番号に基づく計量値に基づき、ベースラインをゼロとして、その発電量が容量市場における発動指令実績として評価されます。</p>

容量市場業務マニュアル(実効性テスト編)(対象実需給年度:2025年度)の公表

本機関は、業務規程第32条の5の規定に基づき、対象実需給年度を2025年度とする容量市場に参加する事業者が実施する手続きのうち、発動指令電源の実効性テストに必要な手続きや容量市場システムの操作方法の具体的な手順を定めた容量市場業務マニュアル(実効性テスト編)(対象実需給年度:2025年度)を策定いたしましたので公表いたします。

詳細は、以下リンク先資料をご確認ください。

HP リンク先：[容量市場業務マニュアル\(実効性テスト編\)\(対象実需給年度:2025年度\)](#)

参考 業務規程

(容量市場業務マニュアルの策定)

第32条の5 本機関は、容量市場に関連する手続、提出資料その他容量市場を円滑に運営するために必要となる事項を定めたマニュアル(以下「容量市場業務マニュアル」という。)を策定し、本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。

(以下略)